

第 5 1 9 回（定例）福崎町議会会議録

令和 7 年 6 月 2 3 日（月）
午前 9 時 3 0 分 開 議

○令和 7 年 6 月 2 3 日、第 5 1 9 回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1 番 中 田 貴 子
2 番 牛 尾 成 利
3 番 牛 尾 雅 一
4 番 大 住 文 子
5 番 三 輪 一 朝
6 番 吉 高 平 記
7 番 小 林 博

8 番 田 中 康 智
9 番 住 谷 庸 子
1 0 番 北 山 智 恵
1 1 番 前 川 裕 量
1 2 番 城 谷 英 之
1 3 番 植 岡 茂 和
1 4 番 竹 本 繁 夫

○欠席議員（な し）

○事務局より出席した職員

事 務 局 長 澤 田 和 也 主 事 阿 保 佑 夏

○説明のため出席した職員

町 長	尾 崎 吉 晴	副 町 長	近 藤 博 之
教 育 長	高 橋 渉	公 営 企 業 管 理 者	福 永 聡
技 監	津 田 知 宏	町 参 事 兼 総 務 課 長	岩 木 秀 人
企 画 財 政 課 長	蔭 谷 秀 樹	税 務 課 長	岡 本 昌 文
地 域 振 興 課 長	成 田 邦 造	住 民 生 活 課 長	山 本 克 典
福 祉 課 長	小 幡 伸 一	ほ け ん 年 金 課 長	西 村 由 紀 子
農 林 振 興 課 長	山 下 勝 功	ま ち づ く り 課 長	増 山 剛
上 下 水 道 課 長	橋 本 繁 樹	会 計 管 理 者	福 永 知 美
学 校 教 育 課 長	吉 高 美 鈴	社 会 教 育 課 長	木 ノ 本 雅 佳

○議事日程

- 第 1 一般質問
- 第 2 総括質疑
- 第 3 委員長報告・質疑
- 第 4 開会中の所管事務調査報告
- 第 5 討論・採決
- 第 6 追加議案の上程、討論・採決
- 第 7 閉会中の継続調査申出

○本日の会議に付した事件

- 第 1 一般質問
- 第 2 総括質疑
- 第 3 委員長報告・質疑
- 第 4 開会中の所管事務調査報告
- 第 5 討論・採決
- 第 6 追加議案の上程、討論・採決

第 7 閉会中の継続調査申出

開 議

議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員数は14名でございます。
定足数に達しています。
それでは、これより本日の日程に入ります。
本日の日程は、配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第1 一般質問

議 長 日程第1は、一般質問であります。
11番目の質問者は、小林博議員であります。
質問の項目は
1、医療保険（国保、後期高齢者）について
2、農業政策について
3、安全な街づくりについて
4、環境問題等の懸案事項について
5、町政の基本姿勢について
以上、小林議員。

小林 博議員 一般質問をさせていただきます。

最初は医療保険関係でございます。

ちょうど今年の時節柄もありまして、ふだんより多くの町民の方々との対話をする事となってまいりました。そういう中で非常に深刻な状況もよく聞いたり、あるいは身近で感じたりもしたわけであります。救急車に来てもらってもなかなかさっからの行き先が決まらない。あるいは近隣で入院できるところがなくなって大変難儀をしている。入院できてもすぐに次の行き先を考えなければならない。家族も仕事を犠牲にしなければならなくなっている。町内でこんな事例がたくさん増えているということを実感をしてまいりました。そういう中で、今、国の医療政策というのはどんな方向を向いておるんだらうということを、改めて確認をしておきたいと思うわけでございます。

折も折、自民・公明、あるいは日本維新の会の3党は、社会保障に関する実務者協議を開いて、全国医療機関の病床11万床を削減することに合意をし、それを骨太の方針に反映するというふうなこととしたと言われております。さらに、OTC類似薬の保険外適用についても進めていく方向が示されたようでもあります。

こういう状況になってまいりますと、一体病気を抱えた本人、あるいは家族はこれからどうなっていくんだらうという心配を強くせざるを得ないわけあります。そういう意味から、国の医療費削減計画というのは、今、主な内容で、どういうふうになっておるのか、まずその点についてお聞かせをいただきたいと思いますし、この地域の医療への影響をどう見ておられるのかお聞かせをいただきたいと思います。

ほけん年金課長 医療費削減計画っていう名前のものでは認識はしていませんが、医療費適

正計画というものはございます。持続可能な医療提供体制の確保を目指して国及び県が保険者及び医療従事者などの協力の下に進める、住民の健康増進と医療の効率的な提供の推進のための取組だと思ってます。主な内容としましては、生活習慣病対策、在宅医療の推進、後発医薬品の促進などです。

その影響、地域医療に関する影響ということですが、もう一つ国は地域医療構想というのを持っています。それは都道府県におきまして将来の医療提供体制を構想しておるものでございます。基本的には病床の機能区分を鑑みまして将来の病床数を推計していくようなものとなっておりますが、その現在の地域医療構想に基づきますと入院期間の短縮とか各病院の病床機能の分化、分かれるですね、そういったことが進められているというふうには思っています。ですので病院では単に受け入れるだけではなくて、もう入院したときからリハビリっていうものを導入していったって、可能な限り早く住み慣れた地域、生活の場へ戻すっていう考え方が進んでいっているというふうには思っております。

小林 博議員 聞こえはいいようですが、実際上、この地域でもですね、入院できるところが非常に少なくなっていますね、大変難儀をされておるといのが、先ほど述べたとおりでございます。したがって、福崎町としてはですね、こういう状況を、町民の状況をどう考えて、どのように要望していくのか、国に対しても要望するのかということがですね、大事になってくると思うのですが、国の方針を是認するという形だけではなくて、一定の態度表明というの也要るのではないかなと思うんですが、町長、いかがでしょうか。

町 長 私どももですね、国のほうにはこういった問題についてもしっかりと要望させていただいているというふうに思っております。全国町村長大会というのがございまして、そこでですね、この医療の関係の問題についてもしっかりと要望をさせていただいているところだというふうに考えております。

小林 博議員 その評価という、国のこの計画の評価についてはですね、一定のやっぱり疑問も持っておるといいうふうに理解してよろしいですね。

町 長 町村会といたしましても、やはり国民の命と暮らしを守る医療制度であってほしいということでの要望だろうというふうに私は思っております。

小林 博議員 いやいや、福崎町政をあずかる町長としてですね、町民のそういう状況、先ほど述べましたような状況もですね、町長も知っておられると思うんです。お聞きされてると思うんですが、そういう立場から、現在の国のこの医療についての行政の流れというのはどう考えておられるか、どういう評価するかというね、町民の守る、生活を守る立場からどう評価するかという、そういう点での態度表明をお聞きしたかったということでもありますけれど。

町 長 国もですね、やっぱりしっかりと考えた中でですね、医療費適正化計画というものをつくってですね、やっているというふうに私は思っております。やはり病院に入院してもある一定の期間過ぎたらすぐに出ていかなければならないとか、いろんな新しい仕組みが取り入れられているんですけれども、やはりそこは先ほども申し上げましたように、国民、住民の命と暮らしを守るんだという観点で、そういった制度の取組を進めていったってほしいというのが私の願いでございます。

小林 博議員 大変な状況がですね、これから進んでくると思います。特にOTCと言われる薬が保険適用から外されるということになりますとですね、アトピー性皮膚炎とかその他深刻な病気を抱えておる方々は大きな負担を強いられることになるというふうにも言われておるわけでありましてですね、こうした医療費削減の方向について、やっぱりプラスかマイナスか、町民にとってプラスかマイナスかのそういう見解はですね、これからも表明していく必要があるんじゃないかというふう

に思います。

次の保険証について伺いますが、マイナ保険証の交付率、あるいは利用率はどうでしょうか。全国的、福崎町ではどんな状況なのかお聞かせをいただきたいと
思います。

ほけん年金課長 マイナ保険証の登録率ですが、令和7年3月の状況になります。全ての保険者の登録率を申し上げますと84.9%です。国保、後期の全国での登録率というのは公表がされておりませんで、福崎町の国保では69.2%、福崎町の後期では71.1%です。利用率のほうなんですけれども、こちらは令和7年2月の状況で、こちらは全国の国保がまず27.0%、福崎町の国保が24.1%、全国の後期が21.4%、福崎町の後期が17.3%となっております。

小林 博議員 全国的にでもですね、トラブルも多く発生をしておるようでありまして、なかなかマイナ保険証の実用が進まないという、そういう状況になっておるかとも思います。これからマイナカードの更新が多くなってくるという、そういう時期に来ておるというふうに伝えられております。

そういう中で、後期高齢者保険につきましては、取りあえず資格証明書を全被保険者にお送りしますという通知を先日頂きましたけれども、国保に関してはどうなっておるのでしょうか。

ほけん年金課長 先に結論を申し上げますと、国保については全員に資格確認書を送るということではなく、マイナ保険証、マイナ登録されてない方には資格確認書をお送りしますが、登録がある方にはお知らせというものを送ることとしております。

小林 博議員 お知らせの内容もまたなんですけれど、やっぱり国保のですね、マイナ保険証の登録率といいますか、それが福崎町で69.2、約70%でですね、その利用率は24%でありますから、やっぱりもう実際には保険証を使っておられるというふうなことであります。これからマイナカードがどんどんどんどんと更新しなければならぬという、そういう時期にもなってまいるわけでありますから、国保の加入者全員にも改めて資格証明書をもう送付するというふうな取組がね、あってもよいのではないかと思うのですが、先日の報道によりますと、東京の世田谷区などではそういう取組をやるということが表明をされておりましたが、福崎町においてもそれぐらいの親切があってもよいのではないかと思うんですが、どうでしょうか。

ほけん年金課長 小林議員おっしゃるとおり、東京のほうの自治体ではそういうことをされているところもございます。ただ厚労省が申しますところでは、75歳以上のいわゆる後期高齢者の方には暫定的な運用として今年の8月の更新でも全員に資格確認書を一齐送付するということになってます。その理由というのが、ほかの年代に比べてマイナ保険証の利用率が低いこと、それから、新たな機器の取扱いに不慣れである、そういったことで、マイナ保険証の利用に一定の期間がかかるのではないかという理由で75歳以上の方には一齐に資格確認書を送るというふうにしておりますが、一方、国保についても5月30日付で事務連絡のようなものが来ておりまして、国保の保険者っていうのはいろんな年代、属性の方がいらっしゃると。ですので、後期高齢のようにマイナ保険証の移行に一定の期間を要するという理由は必ずしも当てはまらないということから、一律に交付する状況ではないですっていうような事務連絡が来ておりまして、それにのっとりまして福崎町のほうでは全員に資格確認書を送るのではなく、マイナ保険証を持っていない方に送るというふうには考えております。

ただですね、マイナ保険証をお持ちの方でも事情によって資格確認書が必要で
すと言われるような場合には、申請していただいたら即日 to 交付させていただく

ような仕組みにはなっております。

小林 博議員 国のそういう方向づけがあるとしてもですね。もう少し福崎町の自主的な判断があってもよいのではないかというふうに思います。

次に、国保の関係についてであります。毎年国保税がですね、引き上げられるという方向がこれから続くだろうと思うのですが、国の示す方向、令和12年までのですね、方向に従って非常に都道府県に対して厚労省は指導をしておるようの方針を示しておるようでもあります。それに従えばですね、一体保険税というのはどこまで上がっていくのか、この点についてですね、まずお聞かせをいただきたいと思います。

ほけん年金課長 保険税がいくらになるということを申し上げますと、これはあらかじめお断りはさせていただくんですが、町の税率改正で試算している所得額とは異なる所得額を用いた上で毎年所得が約1%伸びるっていう前提で県が算出したものになります。令和12年度の福崎町の1人当たりの金額は、医療分で9万6,495円、支援分で4万9,150円、介護分で4万2,103円という計算が現在はされています。

小林 博議員 これは現在の状況からいえば、どれぐらい上がることになるわけですか。福崎町の状況からいって。

ほけん年金課長 令和7年の税率改正、今回議案に上げさせていただいているものと比較しますと、1.38%程度になります。

すみません、間違えました。38%増です。

小林 博議員 国保の構成がですね、だんだんと変わって行って、そうして無職の方が増えておるとするのは厚労省の資料をめぐっていても分かるわけでありまして。このような値上げの方向というのは大変問題が大きいというふうに思います。

こういうふうな国の方針の状況に対してですね、全国知事会をはじめ地方団体、毎年のように要望を繰り返しておるわけでありましてけれど、地方団体はどういうことを求めているのでしょうか。

ほけん年金課長 全国市長会、あるいは全国町村会などが求めている内容ですが、国保財政基盤強化のための財政支援の継続実施、それから安定的持続的運営のための国庫負担割合の引上げ、低所得者層に対する負担軽減策の拡充・強化、自治体が独自助成している医療費助成に係る減額調整措置の廃止、子ども均等割軽減制度の拡充と国の負担割合の引上げ、生活保護受給者の国保加入の反対などになります。

小林 博議員 全国知事会も市長会もあるいは町村長大会もですね、含めてこのような国庫負担の増額、現在の国保の構造上の問題から、これ以上被保険者に負担を求めるのはですね、非常に問題があるというふうに言っているからだと思います。

この国保の負担率というのは一つ、同じ所得に対して他の保険と比べるとですね、非常に2倍近い率になっておるとするのは厚労省の資料を見ても明らかでありますから、先ほど述べられましたような、令和12年を目指して保険税を引き上げていくという、そういう方向はですね、無理があるのではないかなと思うんです。そういうことがあるから、知事会も、あるいは市長会も町村長会もですね、先ほど言われました要望をしておるんだというふうに思うわけでありまして、この状況をですね、やっぱり改善していくために、この高過ぎる保険料という、そういう認識にやっぱりまず福崎町自身も立つべきだと思うんですが、これは妥当な国の方針だというふうに思われますか。

税 務 課 長 先ほど言われましたように、協会けんぽ、健保組合、共済組合などの国保以外の保険者と比べると、国保の負担率は高いということになっております。しかし国保においては軽減制度があり、低所得者に対しては最大で均等割及び平等割

が7割軽減されます。介護納付金を納める対象以外の方では、年間で新しい税率においても、一番低い額でいいますと1人世帯で2万1,100円となり、低所得者に対しては配慮した構造となっております。

小林 博議員 そういう答えになるんだろうというふうに思うのですが、所得ゼロでもですね、平等割、均等割がかかってくるという、そういう保険の制度でありますから、非常に他の保険に比べて問題があるというふうに思うわけであります。

福崎町の国保の加入者の職別、所得別構成、平均所得等はですね、国と照らしてどういう状況でしょうか。

税 務 課 長 国民健康保険の加入者の職業については、データとしては管理していないため、把握しておりませんが、職場の健康保険などに加入している人、生活保護を受けている人、後期高齢者医療保険に加入している人以外の方が加入されております。無職の方も多く加入されており、それ以外は基本的には自営業者の方が加入されております。

所得別構成につきましては、国民健康保険税の当初賦課が7月となっているため、令和7年度の所得段階別構成資料はまだありませんけれども、令和6年度最終所得別段階別資料を見ますと、所得が100万円以下の世帯の構成比率は全体の69.8%、100万円を超え200万円以下が17.2%、200万円を超え300万円以下が6.6%、300万円を超え400万円以下が2.7%、400万円を超え500万円以下が1.3%、500万円を超える世帯が2.4%となっております。

平均所得については、議会2日目の条例改正の質疑の際にもお答えいたしました。基礎控除の43万円を引いた課税所得が令和6年度で57万2,766円でございます。一般的な所得でいいますと、100万2,766円となり、県下で高いほうから12番目となっております。

小林 博議員 この職業別構成等についてもですね、厚労省の資料を見ますと、農林水産業、自営業、被用者、その他の職業、無職というふうにですね、分類して年度ごとのこの変化表がグラフで出てくるんですね。国全体で出てくるということは各市町村の積み上げがあるんだろうと思うんですが、国全体でこう出てくるのにですね、国が出てくるのに何で福崎町は出てないのかというのがちょっと分からないんですが、その理由は分かりますか。

ほけん年金課長 国で出てるといういっても、これはあくまで推計によるもので、福崎町でもそういった調査がございます。福崎町の保険者規模ですと、世帯数が約2,000ほどあるんですが、そのうち50世帯ほどを抽出してくださいと。その50世帯の職業を分類してくださいというような仕組みになってまして、福崎町としてもその職業を正確に把握しているわけではありませんので、こういった所得があるのか、年金の所得しかないのか、農業の所得しかないのか、そういったことから類推してこのデータを提出しているものです。

小林 博議員 そのデータ、またそれは別にしまして、そういうデータがですね、どういう抽出の仕方なのか、それはまたそれで問題になると思いますが、所得状況を見ましても令和5年度の加入世帯の24.9%、約25%が所得なしというふうにですね、厚労省の資料ではなっておりますけれど、福崎町では令和5年度の所得ゼロはですね、41%という数字ですね。そういうこの違いから見ますと、あるいは100万円未満世帯という数字を見ましてもですね、この厚労省の全国平均の資料よりも福崎町のほうがはるかに数字が高い、はるかに低所得者層が国の平均よりも多いというふうに私は読み取ったんですが、その点は間違いでしょうか。

税 務 課 長 国の見方と今回所得段階別の資料と見ましても、所得がゼロの世帯が多いと

いう結果にはなっておるんですけれども、収入自体はあっても経費があれば所得はゼロになりますし、一概にこのパーセントについては言えないのではないかなと思っております。例えば低所得者層の見方につきましても、こういったことで低所得者とみなすか、中間層をどういった価格で見るとも変わってきますので、国の資料で所得ゼロの方の割合が福崎より低いという結果にはなっておりますけれども、低所得者の割合でいいますとそんなに変わらないのではないかなと考えております。

小林 博議員 よくね、税率の議論をするときに福崎町は何で高いんだと聞きますとですね、福崎町の加入者の所得が他に比べて高いんだということをよくお聞かせをいただいております。そういうことからいいますと、厚労省がですね、国全体の数字で出しております24.9%が所得なし、28.8%が0円以上100万円未満というこういう数字から見ますとですね、はるかに福崎町のほうが低所得者層が多いのではないかというふうに思うんですね。そういうところから改めて確認をしておるわけでありまして。したがって、先ほど国の方針でですね、令和12年度に向けて、保険税もぐっと引き上げていくという方向が示されましたけれど、それに鑑みますと、福崎町の場合ですね、所得の少ない、ゼロなり、あるいは100万円未満の世帯が非常に多いという、そういう状況が見てとれますので、この税の値上げばかりしていく方向はどうなのかなという、そういうふうに思うんです。所得に対してですね、非常に高過ぎる保険料という、そういう部分の認識をですね、もう少し持ち直してもらえればなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

ほけん年金課長 もちろん保険料負担率というところから見れば国保の人の負担率が高いというのは事実かと思えますけど、一方で、医療費という面から見ますと、加入者1人当たりの医療費、令和3年度の方ですが市町村国保で39万5,000円、協会けんぽで19万4,000円、共済組合で16万7,000円、後期高齢で94万円、こういったような数字もございます。一方で医療費がかかっているということも事実かと思えますので、やはりそれを一定負担していただくということは心苦しい部分もありますけれども、今の制度上そういったことになっていくのではないかと思います。

小林 博議員 年を取ってですね、あるいは働けなくなって、それから国保に変わるということでもありますから、国保のほうが医療費が高いというのは至極当然なことであります。そういう意味から最後のセーフティーネットとしての国保というのがあるわけでもありますから、その面ではですね、そういう記述は町村会なり、あるいは知事会のその方針にも、冒頭に述べられておるということでもあります。

それでは次に移りますが、子どもへの課税についてであります。

子どもに対する1人当たりいくらという課税の方向はですね、これは国民平等の権利に反するのではないかというふうに思うんです。国保に限ってですね、こういう制度をつくっておるということについてのこと、これはやっぱり問題だというふうに思いますが、そのために加西市等では子どもの均等割を廃止をしておるという、そういう状況もあったりするわけでもありますから、この面についてもですね、改めてできればこういうものはなくしてほしいという、国に対してなくしてほしいという、そういう意見ぐらひは述べてほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

ほけん年金課長 おっしゃるように、国保にだけこの仕組みがあって、被用者保険というのは職場を基盤とした保険体系ということで、制度設計が異なるということかと思えます。ただ、子育て世帯の負担という観点で考えますと、子どもに保険税を課税するっていうことが不公平だというふうに捉えるということはそのとおりかと思

います。

小林 博議員 こういう声を大きくしてですね、そうして国に制度変更を求めていくということが大事だというふうに思います。

そういうことが反映をしてですね、一部分、未就学児に対するその措置でありますとか、あるいはペナルティーに関するその措置でありますとかというのは、最近改善をされたところであります。したがってですね、全国のそういう地方団体、あるいは自治体、あるいは医療機関やら住民の様々な人たちの大きな運動がやっぱり国を動かすんだということでもありますのでね、国の制度であるからこれは仕方ないんだということだけで言うんじゃないしに、やっぱりこれに、こういうことに対する意見表明もですね、していただくことも大事ではないかというふうに思うんですね。そういう点で訴えておるわけであります。そういうことから、現在、福祉医療へのペナルティー部分というのは福崎町でいくらになっておるでしょうか。

ほけん年金課長 福祉医療による減額調整のペナルティー分です。令和5年度の給付実績で計算しますと約1,350万円です。

小林 博議員 先に子どもの分がですね、排除されたわけではありますが、そんなに大きく変わらなかったということでありまして、福祉医療というふうなことでやっております他の障害者の関係、その他母子家庭の問題とかいろいろありますが、その福祉医療、ほとんどの全国の自治体がやっておるにもかかわらず、これにペナルティーをかけているというですね。こういうやり方はおかしいというふうに思うわけでありまして、この点についてもですね、先ほど述べていただきましたように、全国町村会もこうしたことをなくすようにというふうなことを言っておるわけがあります。ですから、今のこの制度そのものをですね、国の制度をそのままよいものとして是認をするということだけではなしに、こういうペナルティーはなくすべきだということをはっきりとですね、この議会で町長も言っていただくとすれば、これも一つの世論づくりになるのではないかというふうに思ったりするんですが、いかがでしょうか。

町 長 先ほど小林議員がおっしゃったように、町村会ではこういったものですね、ペナルティーをなくすように要望をしているというふうに認識をしております。これからも引き続いて要望活動はしっかりとやっていきたいと思っております。

小林 博議員 国保はですね、他の保険に入れない、いわゆる最終のセーフティーネットという、そういう性格の強い保険でありますから、国民の生存権に関わる問題であります。そういう意味でですね、保険料の問題からその他その適用の内容の問題についてまで改めてですね、検討を求めたいと。検討といいますか、町民の立場に立ってですね、考えてほしいというふうに思っております。

次に、当町の予算の編成方針についてであります。

3月議会でその年度の最終予算を編成をいたします。それを議決をした後、あと5月になればですね、その決算見込みの数値がすぐに出てまいります。そこではですね、非常に大きな差が出てきております。去年はたしか5,000万円を超えてたと思いますし、今年も支出額がそれぐらいだったのかな、そんなふうですね、出てきております。最終予算額を高く見過ぎておることが、保険料率をですね、さらに上げていく方向にこれまでもつながってきておるし、県全体の、県が示しているとしましても、それにつながっておるのではないかなと思うんです。予算額をですね、医療費支出額を非常に高く見過ぎているという、そういうふうに思われませんか。

ほけん年金課長 歳出の療養給付費のことと、それに連動する歳入の普通交付金のことを高く

見過ぎていると言われているのではないかとは思いますが、これら過去の実績を踏まえた上で県との協議によって決定しているものです。また、歳出予算が足りなければ支払いができないということになりますので、大目に見積もるっていうのは至極当然のことかなというふうには思っております。

小林 博議員 当初予算ならまだしもですね、3月議会というのはですね、もうその年度の最終でありますから、その予算のですね、編成作業は多分2月頃にやられておるんだと思いますが、そういう意味からいいますと、もうほぼ年度が終わりになっておるのにまだ見積りがですね、非常に大きいというのは、支出見積りが大きいというのは、ちょっと意図的ではないかというふうに思うんですね。これはもっと実態に近いものが補正予算で出せばですね、次の年度の当初予算もですね、それに準じた医療費の動向ということになるわけですから、そういうふうになると思うんです。その点でもう少しこの実態に近いですね、予算編成をやられてはいかがかなというふうに思います。

ほけん年金課長 3月補正予算の時点では12月、1月、2月っていうような見込みになります。いつも1月、2月は診療日数が少ないから保険給付費も少なくなるんじゃないかというようなことも言われますけども、実際見ますと、必ずしもそういう傾向があるとはばかりも言い切れませんし、やはり概算で見積もらざるを得ない部分がありますので、やはり大目に見積もるというのはそれは予算の執行していく上では足りないということがあっては困るっていう意味で、そうならざるを得ないと思ってます。

ただ、歳入歳出を多めに見積もってしたとしてもですね、療養給付費の歳出が少なければ、県から入ってくる普通交付金も少なくなるっていう、そういう連動した仕組みになってますので、そのことによって剰余金がたくさん出るとか、そんな仕組みにはなっておりません。ですので、それが次の年度の保険税に直接影響しているということはほとんどないというふうに思ってます。

小林 博議員 町単独でですね、運営しようというわけではなくなりましたので、そういう言い方もできるかとは、言い逃れという言葉は悪いですが、できるかと思いますが、県全体でですね、そういう方針があればね、問題だなというふうに、それも含めて思っておるところでございます。

保険料の算定について、県の示す標準保険料率を示してくるわけですが、これはあくまで、私は参考値であるというふうに思うんです。この数字どおりの税率で運営しておるのは、前の議会では県下で3自治体だけというふうなことでありましたが、現在もそういう状況でしょうか。

ほけん年金課長 令和7年度については、まだ出てない自治体もありますのではっきりしたことは申し上げられません。

小林 博議員 県下41市町の中でですね、3つの自治体だけが県の示す保険料率に従ってそのまま従っておるという、そういうことであります。もちろん県の保険料率よりも高い税率を採用しておるところもあれば、そうでないところもあるわけでありまして、そこには市町村の自主性というのが働いておるというふうなことだと思うわけですね。その面でも、福崎町でもそういう方向づけを示してほしいというふうに思うんです。

令和7年度のように、3,300万だったですかね、からの黒字が出ておるにもかかわらず値上げをするという、そういう方向がどうにも理解できないということになるわけでありまして、その面でもうちょっと自主性がですね、あってもよいのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

町 長 私、福崎町の保険料率は自主的に決めているというふうに思っております。た

だですね、今年標準保険税率に合わせたというのは、標準保険税率に合わすことによって県が求めている納付金ですね、というのがちょうどこの払うことができる金額になったから、そのようにしているのもであって、それからですね、3,000万の剰余金が出たからというようなお話でしたけれども、福崎町の基金はですね、県下の中でも低い部類になっております。以前にも申し上げたかもしれませんが、基金大体の市町1億円以上持っております。1億円未満の市町は4つか5つになっているんです。西村課長は最低6,000万は持っていたいということをやっているとありますが、私は周りの市町のことも思ってもですね、6,000万から1億円ぐらいの間は適正な基金の額ではないかなというふうに思っております。その辺の基金が持てるようにですね、保険料率も自主的に考えて決定をしていきたいというふうに私自身は思っております。

小林 博議員 昔と違ってですね、市町村それぞれが単独で運営をしておったという時代なら、一定額の基金という意味も出てくると思いますが、今日のように都道府県営化という状況になっておまして、そういう状況の中ではそんなにたくさん基金を持つ必要は私はないんじゃないかというふうに思うんですね。2,000世帯3,000人というふうな町でありますから、そこで1年間に昨年だけで3,300万円、被保険者1人1万円以上の黒字が出ておるわけであるのに、それでもなお値上げするというのはですね、理解のいかないところでありますし、それ以上貯金を持っておる必要性がですね、あんまりないんじゃないかと思うんです。基金の使い方を見ましてもですね、何か後で国から交付されるにしても、その制度の標準化の分のIT化の関係のですね、そんな費用に流用したりということがこのところ続いておりますが、そういうふうなことに別途使われてしまっておるというふうにも思います。そんな面で私の意見はね、そういうふうに思っておるところであります。

地方団体にも草の根的にも、国の負担増等、税軽減を求める運動が進んでおります。福崎町も町民生活を守る立場に立ってですね、国庫負担増の意見を表明していくと、そういうことの中で政治は動いていくわけですから、今の国の姿勢はそのまま固定したもので将来まで続くというものではないわけでありまして、ずっと変化していくわけでありまして、こういう運動をですね、国庫負担増の運動を強めていくという、そういうふうなことの中で考えるべきであって、今年のような黒字であっても値上げというふうな方向はいかがかというふうに思っております。

一応これで国保の問題のところの最後の質問としたいと思いますが、町長の答えを改めて求めておきたいと思っております。

町 長 国庫負担増の意見ということでございますが、これにつきましては先ほど来申し上げておりますように、全国町村会などを通じて、国に対して毎年要望しておりますし、今後も引き続き要望活動が続けていきたいと、このように思っております。

小林 博委員 次に移ります。農業政策ということで書いてありますが、地域計画が全体のもの整っていったというふうな報告がありましたが、全体の計画内容はどのようなふうになっているのか、まずお聞かせをいただきたいと思います。

農林振興課長 まず福崎町の地域計画でございますが、福崎町では28地区におきましてこの計画は策定されております。地域計画は皆さんご存じのとおり、おおむね10年後を見据えた、将来にわたって守るべき農地を確実に利用し、次の世代に引き継いでいくため、現況を見ながら話し合いを進めていただきまして、どのような方が担い手となっていくのかなど、10年後に目指すべき農地利用の方針を反映した

目標地図、こちらを策定しております。具体的には、農用地の集積、集約化の方針、農地中間管理機構の活用方針、基盤整備事業への取組方針、多様な経営体の確保・育成の取組方針、農作業委託の活用方針などを各集落で定めていただいております。

具体的な今の内容でございますが、福崎町の農地は今6年の12月現在でございますが、782.6ヘクタールございます。そのうち、この地域計画面積、28地区と申し上げましたが、そちらで地域計画に含まれた農用地の面積は621.6ヘクタールということで79.4%、おおよそ8割の農地を10年後も守っていこうという判断をされております。集約化につきましては現在そのうち272.4ヘクタール、率にして43.8%が集約化されているわけですが、10年後の目標集積面積としましては、423.5ヘクタールということで、率にして68.1%、こちらを集約化して守っていききたいという計画になってございます。

小林 博議員 一応の計画でありますけれど、これが具体的にですね、それを実現していくための福崎町の特に特別な取組というのはあるんでしょうか。

農林振興課長 特別に町独自のというのはございませんが、例えば今、高岡・福田ではほ場整備、また山崎地区でもほ場整備等はされております。そういった優良農地が増えますと、こういった集約化につながるとも思っておりますので、そういうことを活用しながらPRには努めていきたいと思っております。

小林 博議員 管理が困難になると思われる農地への動向と今後の対策ですね、それはどうなっていくんでしょうか。管理が困難になっていきますと、様々な農業以外の問題点も出てくると思うわけでありましてけれども、そういうことも含めてお答えをいただきたいと思っております。

農林振興課長 管理が困難、また管理不全となった農地は一般的には耕作放棄地となってこようかと思っております。この耕作放棄地につきましては、町内におきましても年々増加傾向にあるというふうには感じております。またその耕作放棄地ですが、耕作放棄地の中には所有者の方が県外に居住されているケースも多くあり、その対応には町としても苦慮しているところでございます。この耕作放棄地は田んぼだけでなく周辺のお住まいの方々にも悪影響を及ぼしますので、こういったものの発生防止、荒廃農地の解消や再利用などに向けては、いろいろな施策がございまして。それらの施策を活用していただけるような情報提供などは行っていきたいというふう考えております。

また農業委員会では、農地の状況調査などを実施しておりまして、農地パトロールなども行っております。こういったことをすることによって、遊休農地、荒廃農地の早期発見や防止のほうに努めていきたいというふう考えております。

小林 博議員 災害問題とかですね、様々な被害の問題を含めて農地管理というのは非常に重要な課題があると思っておりますので、何か町としての工夫が欲しいところだなというふうにも思ったりするわけでありまして。

次に、この農業の振興策であります。お米が不足するということが非常によく言われるようになりました。福崎町の稲作の今後の方向をですね、どのように考えておられるか、あるいはどのように振興しようとしておられるのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

農林振興課長 稲作の作付につきましてはあくまでも生産者の方々の考えによるものだというふう考えております。ちなみにでございますが、令和7年度の作付面積につきましては、例年どおりということになっております。

小林 博議員 特に福崎町としてどうしようという、そういうことはないわけですね。福崎町はですね、農業が基幹産業だというふうに、先日町長もおっしゃいましたし、

振興計画でもですね、そういう位置づけでやっておるわけでありますから、中心のやっぱり何らかの方策というのがあってもよいのではないかというふうに思ったりもするんですが、あわせて特産物としたものの振興はどうなっておるのかということであります。もち麦等についても、今年の秋にまくもち麦につきましてはですね、生産調整にせざるを得ないというふうな話も聞いたりもするわけでありますから、その面で今後の福崎町、農業どうなっていくんだろうというふうに心配をしておりますが、その点についてはどうでしょうか。

農林振興課長 特産物としてのもち麦ということでございますが、以前から答弁させていただいておりますように、このもち麦に係る振興策につきましては、農林振興課、福崎町としましては、主に生産面としてもち麦の生産組合によるもち麦の栽培技術の向上、また、安定生産の定着を図るための活動をＪＡと、それから農業改良普及センターなどと連携して支援を行っていき、もち麦の持ちます高栄養素といった付加価値の向上を図っていきたいというふうに考えております。

また、もち麦等が特産品である限りは、今ある現行の補助的な施策、こちらについては引き続き行っていききたいというふうに思っております。

小林 博議員 もち麦のですね、買入れ価格が非常に安いというふうなこともお聞きをすることがあるんですが、一体いくらでの買上げになっておるんでしょうか。

農林振興課長 今は３０キロですかね、１１円だったというふうに思っております。

小林 博議員 キロ１１円ぐらいではですね、なかなか作る人がなくなっていくのではないかなというふうな声もお聞きをいたします。もち麦のですね、利活用の拡大の研究のほうも含めてでありますけれども、もう少しこれだけ長い期間、福崎町の特産物としてやってきたもち麦がですね、今年はもう秋は栽培しなくなるんだという、種以外はやらないという、そういう方向の話を聞きますとですね、非常に心配をいたします。そういう点で何らかの対応がですね、価格交渉の問題含めて対応が必要だろうというふうに思うんです。どうでしょう。

農林振興課長 買入れ価格は今申しましたように安価とは思いますが、ただそれに、ヘクター当たり１万円でありますとかそういった補助金については出させていただいております。結果、今は米が非常に高くはなっておりますが、以前の米を作っていたのとそこまで大差がないような、反当たりの収入にはなっているというふうには思っております。

小林 博議員 今後も引き続きですね、見守っていききたいと思いますが、農商工、均等な発展をということですね、福崎町は昭和３０年代から取組を進めてきて、それですと総合計画もつくって取り組んでまいりました。この面でですね、工業団地とか、あるいは大きな商業施設等はできたけれども農業はどうなっていくのかというのは非常に心配であります。そんな面でですね、ぜひ取組をお願いしたいというふうに思うんです。特に前も言っておるわけですが、何回ももう言うわけですが、山間地等を含めて、高齢者がですね、もうせめて自分と家族用、その他の野菜だけでもとって作られたりもしたりいろいろされております。農業に専業でやっておられる方々も含めて、鳥獣被害対策やられておるわけですが、個人に対する援助が全くないというふうな状況は改めるべきだというふうに前から訴え続けておるわけですが、いくらしないという答えを聞いてもですね、やっぱり必要性を感じますので繰り返し訴えたいのですが、この点についてぜひ考えていただきたいと思うんですがどうでしょうか。

農林振興課長 こちらも以前から言われておりまして、同じ答弁になるんですが、シカやイノシシ対策等の電気柵については、やはりまとまった大きな考えでいかなければならないだろうというふうに思っておりますので、個々に対する補助は考えていないと

ころでございます。ただ、年々、アライグマとかハクビシンといったものの作物被害が増加しているというふうにはお聞きしています。町ではこれらに対応するためにわなの貸出しをしているんですが、令和7年度はそのわなの数を増やすために新たに数基のわなを購入しまして、こういったアライグマやハクビシンによる被害対策に努めていきたいというふうに考えております。

小林 博議員　また改めてですね、お聞きをしたいというふうに思います。

次に、3番目の項目に入ります。安全なまちづくりということでこの時期いつも災害問題を昔からお聞きをすることにしておるんですが、水害を中心にしてであります。

町・県及び町の管理河川の整備促進を求める声が非常に強いわけですが、今年度の計画はどうなっておるのか。浚渫や雑草木への対策、県及び町のこれからの具体的な対策についてお聞かせください。

まちづくり課長　まず県河川の整備なんですけど、浚渫にはなりますが七種川におきましては、令和6年度はJR播但線から長野橋までの間を施工していただきました。令和7年度におきましては長野橋の上流域また雲津川の上流域を候補に、この夏の出水期による堆積状況を鑑みながら浚渫していただき、また田口におきましては七種川の護岸工事を一部実施すると聞いてます。町河川におきましては、西谷川の浚渫を予定しています。

小林 博議員　状況から見ましてですね、もう少しスピードが上がらないものかなというふうに思ったりもしておるところであります。ぜひですね、この点での県への要望、あるいは町の取組を強めていってもらいたいというふうに今思っておるところでございます。特に七種川などは非常に土砂の堆積が速い地域でありますので、その点が心配をされておると、しておるところであります。

次に調整池の管理でありますけど町が管理をしておるもの、民間が管理をしておるものというのがあります。時々調整池回って見るわけですが、この点検管理がどうなっておるのかなというふうに思ったりもしておりますが、この点、改めてですね、毎年きちっと点検管理されておるのかどうか、民間のものについてもどうなっているのかお聞かせをいただきたいと思います。

まちづくり課長　まず、民間の調整池についてなんですけども、福崎町には福崎東洋ゴルフ場、神戸医療未来大学等の敷地内がございますが、点検管理につきましては、兵庫県の総合治水条例第14条におきまして、適正な管理を行わなければならないとされておりまして、定期的に巡視及び点検を実施すること、豪雨等が発生した場合にはその都度、巡視及び点検を実施することとなっています。

また、まちづくり課所管の調整池につきましては、総合治水推進事業で農業用ため池を調整池に改修しました長野にありますイマ谷池がございますが、点検につきましては出水期前に堤体、底樋、洪水吐等を行っております。また、台風等の豪雨等が発生した場合にも、その都度点検を行っております。

地域振興課長　地域振興課分でございます。福崎工業団地には2つ、企業団地に3つ、東部工業団地4つの合計9の調整池がございます。町では年2回の法面などの草刈りと目視での危険箇所の確認、そしてオリフィスなどの施設点検の確認も行っております。また、大雨後は危険箇所が発生していないかどうかパトロールを実施しているところです。そして地元の区長さんにもお願いし、確認をいただいているところでございます。昨年度は工業団地調整池Aの浚渫工事を実施しております。本年度は工業団地の遊水池の雑木除去を計画しているところでございます。今後も引き続いて安全対策に努めてまいります。

小林 博議員　工業団地といえばイマ谷池だったのですかね、あれはどうなっておるのですかね。

まちづくり課長 今議員がおっしゃいますイマ谷池は長野にございまして、高岡電工さんのちょっと山側の付近にございまして、それは先ほど申し上げましたとおり、もともと農業用ため池であったものを、そこは洪水で被害、皆さん困っておられましたので、調整池と、それと七種川まで浸水防止のために新しく水路をつけさせてもらってます。先ほど申しましたとおり、イマ谷池につきましては、出水期前に点検を行っているところでございます。

小林 博議員 すいません。高橋のですね、高橋温泉の下のところの池、分かりますか。

地域振興課長 拝尾池でございますね。拝尾池は地域振興課で管理しておるところです。

小林 博議員 状況もですね、雑草等の生え方等々も見ながら心配も時々するんですが、それらの管理もですね、十分されておるといふふうに理解してよろしいですか。

地域振興課長 安全対策に努めておるところでございます。

小林 博議員 それではですね、改めて雨季にも入っておりますので、その点検方をですね、官民含めて、もう一度徹底していただきたいというふうに今思っておるところでございます。

都市計画についてであります。地区計画の見直しや道路整備、住宅跡地など、福崎町内の土地状況も非常に大きく変化してきております。用途区域だけでなく、市街化区域、調整区域など基本からの見直しの検討が必要な時期に来ておるのではないかというふうに思うんです。今進められております調整区域の宅地化の関係のものにいたしましてもですね、地区計画にいたしましても、一応地元からの要望のものということになっておりますので、そういうことになりますと、やっぱり部分的になってですね、排水対策やらその他様々いろんな問題も出てくる可能性が出てくるわけでありますから、長い目で見れば町としてどういう計画を持つのかということが必要だろうと思うんですが、どうでしょうか。

まちづくり課長 市街化調整区域におきましては土地利用基本計画の改訂作業によりまして、集落区域、特定区域の見直しを行っているところです。土地利用計画を改訂することによって特別指定区域の見直しにも反映していきたいというふうに思っております。

市街化区域につきましては、先日の牛尾議員の質問にありましたとおり、市街化調整区域であります町道中島井ノ口線の西側エリアを現在の東側エリアの状況から勘案すると市街化区域に編入することも考えられますが、そういったことにつきましては地元区の意向も十分に尊重しながら協議を行っていく必要があると思っております。随時の更新になりますとか、見直しで対応していきたいというふうに考えております。

小林 博議員 私は市街化区域、調整区域の関係についてはですね、田原方面だけではなく西部の方面についてもですね、福田・山崎方面についても検討が必要ではないかというふうに見ておるといふことを付け加えておきたいと思います。

次に公園の整備・管理の問題であります。各種公園の点検管理というのは必要であります。かつて遊具等の安全の問題が問題になりましたけれど、その管理をそれぞれの地域に任せている公園もあるわけでありますから、そんな設備等のその点検は、やっぱり町のほうでもずっとやっていく必要があると思うんですが、こういうことを含めて、公園全体の整備・管理についてお聞かせをいただきたいと思います。

まちづくり課長 福崎町には都市公園として市川河川公園、東部工業団地内のイーストパークなど6か所ございます。開発等で町に帰属された広場等は31か所ございます。都市公園の市川河川公園、イーストパーク、第2イーストパークについては、芝刈り、低木の剪定等の業務を業者に委託しておりまして、巡回、清掃、簡易な作

業につきましてはシルバーに委託をしております。また職員も適宜巡回しております。宮の丘公園は西治区に公園管理を委託している状況です。ふれあい広場につきましては西谷の県民ふれあい広場については西谷区、駅前ふれあい広場については福田区、桧谷ふれあい広場、高橋ふれあい広場については、工業団地協議会に公園管理を委託しています。その他のふれあい広場につきましては、管理委託契約を締結しているため、地元区が管理を行っている状況です。

これらの管理委託者等からですね、修繕の要望等があった場合はその都度対応できるものは対応し、修繕費等が高額な場合は予算を確保しながら対応しています。また、公園にあります遊具につきましては毎年度専門業者による安全点検を行っておりまして、先ほどの公園の修繕と同様、その都度対応できるものは対応し、修繕費等が高額な場合は、予算を確保しながら対応しています。

議長 一般質問の途中ですが、しばらく休憩いたします。

再開を10時55分といたします。

◇

休憩 午前10時38分

再開 午前10時55分

◇

議長 会議を再開いたします。

小林 博議員 安全なまちづくりの最後に交通安全対策についてお伺いをいたします。

駅前周辺の安全対策であります。信号の課題はずっと言われておるところであり、その困難性等々いろいろ言われているわけですが、福崎町西部の多くの住民からは、今なおこの信号問題というのはよく要望が出され、関心が高うございます。この取組は今どうなっているのか。

あるいは駅前の交通広場から県道に出るときですね、北側から来る車が非常に見にくいと。左側の花壇の高さがあってですね。車の座席の高い車はまだ見えても、乗用車等低い車は、座席の低い車は非常に見づらいというふうなことがあって、この面での交通広場は改善ということになるわけですが、これらについてはどうでしょうかということでもあります。

それから312号線の高橋からの信号の絡みでお聞きをしたわけですが、西谷高橋線から出る方向は大型車が通常時間帯も多くてですね、後ろの小型車は信号が非常に見づらいというふうなこともありまして、事前信号などの要望が出てお聞きをいたしておりますが、こうしたことの検討も含めてですね。要望をお伝えしておきたいと思います。

まちづくり課長 まず交通広場に植栽があるため視認性が悪いということなんですけども、交通広場につきましては令和元年の4月に供用を開始しているところでもあります。その当時は低木があったため視認性が大変悪かったというふうに思います。ただ現在は芝生になっておりまして、視認性は向上しているものというふうには認識しておりまして、今のところこれ以上の改善というところは計画をしていないという状況です。

また、交通広場前の信号についてなんですけども、今事業を進めております福崎駅田原線の整備に係りまして、兵庫県の公安委員会とですね、交差点協議等を行ってまいりました。その協議におきましても、その信号設置については要望をさせていただいたところなんですけども、公安委員会のほうとしましては橋梁が整備されまして、中島井ノ口線まで接続されればその必要性は分かりますが、それまでは実際の交通量を勘案してからのことというふうな回答を受けています。しかしながら町としましてですね、そこに信号機の設置の必要性は思っております。

すので、毎年兵庫県と県警本部がですね、事業を行う上で、どの箇所に信号機が必要かという調整会議をされております。その会議におきまして、町としてはそこに信号機が必要というふうなことで、同交差点を挙げさせていただいてる状況でございます。

住民生活課長 先ほどまちづくり課長のほうから申しあげました交差点のもう一つ南の交差点、ウエルシア前の交差点の信号につきましては、これはもう例年区長会からも要望いただいております、ここの信号の設置につきましては交通量が足りない、また道路幅員が狭小ということから、現実には至っていないのが現状です。継続して公安委員会のほうに要望していきたいと思っております。

それから国道312号の高橋交差点のところの信号で、事前信号、予告信号が要るんじゃないかというご質問だったかと思うんですけども、確かにここの交差点は工業団地からの大型トラックの通行が非常に多いかと思えます。予告信号の設置は公安委員会の判断になりますけども、基本的にはカーブや坂道、トンネル付近で見通しの悪い場所、それから建物の陰に隠れて視認しづらい箇所となります。そういった点から見ますと、この高橋交差点は非常に見通しもよくて、設置は難しいかと思えます。交差点のみならず、大型車の後ろを走っていて信号が見えにくいといったシチュエーションはどこでもあろうかと思えます。十分な車間距離を確保すること、それから、歩行者信号を確認して予測すること、こういった安全運転を心がけていただきたいと思います。

小林 博議員 駅前の問題についてはですね、低木が除去されて、その経過は知っておるわけですが、座席の低い車等もありますのでね、そういう声はまだあるということは含めてですね、もし改善できることが現場であれば考えてほしいというふうに思っております。信号の点についてはですね、引き続き要望よろしく願いをしたいと思えます。

次に、環境問題の懸案事項であります、高橋の不法投棄問題、これももう始まってから大変長くなります。町長の副町長時代からの話であります。行政責任が非常に大きい、初動の問題というふうなことをずっと言い続けてきたわけでありまして、そういう認識を地元の皆さん方も持っておられます。そういう面でこの問題の進捗状況はどんなふうな状況なのかお聞かせをいただきたいと思います。

住民生活課長 高橋の不法投棄問題につきましては、これまで同様、西播磨県民局環境課とは協議を続けておりまして、原因者には再三連絡を取っております。先日、6月9日と6月12日の2日間、作業員2人が現地に來まして県職員と我々が立会いの下、草刈り作業を行っております。廃棄物の撤去とまではなりませんでしたが、6月12日には隣接の住民さんご夫婦とお会いしまして、継続して少しずつでも現場が改善するよう根気強く指導を行っていきたいとお話をさせていただいたところです。

小林 博議員 状況からいいましてですね、非常に深刻な問題だと思うし、これが固定化してしまつて、年月がたつて固定化してしまうというのはですね、もう悪いことをしたもので得になってしまうわけでありまして、町としてもこれは許すわけにはいかないというふうに思えます。引き続きですね、取組を強めていただきたいと思いますし、代執行等を含めてですね、私はもう町の責任というのは行政の責任というのは非常に大きいというふうに思っておりますので、代執行等を含めて考えるべきじゃないかというふうなことを思っておりますので、また引き続きお聞きをいたしますので、よろしく願いをしたいと思えます。

次に、板坂の不法占拠の件は、裁判の最高裁の決着がついたとのことでありまして。今後の方策をタイムスケジュール的にお聞きをしたいと思えます。

まちづくり課長 その裁判の件なんですけども、被告側は控訴棄却を受けて、令和6年10月31日に控訴判決を破棄する旨の上告状兼上告受理申立書を大阪高等裁判所に提出しましたが、令和7年4月10日に上告を棄却する決定がなされました。よって被告側が町道敷地及び福崎財産区上敷地上の放置車両を撤去することになるのですが、これまでの被告側の行動を鑑みますと、撤去しないことが想定されます。そうなりますと裁判所の執行官立会いの下、原告側である町と福崎財産区の費用により撤去することになります。またその費用についても原告側に請求を行っても支払わないことが考えられます。このため被告側の土地を差し押さえする必要があるかと思います。ただ、現地のその土地だけでは不足するのではないかと、いうふうに考えておりまして、このほか大阪の会社の資産を差し押さえすることも視野に弁護士とも協議中であります。その調査等が完了次第、撤去の期限を定めた督促状を通知し、福崎財産区と歩調を合わせながら車両の撤去に対応していきたいというふうに思っております。

小林 博議員 タイムスケジュール的にとお願いしたんですが、どうでしょうか。

まちづくり課長 まだ弁護士と協議中ですので、詳しいスケジュール等は今お答えすることはできない状況でございます。

小林 博議員 それでもそんなに時間を置かずに緊急に連続して行うという、そういうことと理解してよろしいでしょうか。

まちづくり課長 議員のおっしゃるとおり早急に解決したいというふうには思っております。

小林 博議員 最後に町政の基本姿勢ということで出しております。

米価格の高騰、あるいは物価高騰、非正規雇用の拡大、町民の生活等先行き不安は増加をしている、増しているというふうに思います。こんなとき、福崎町政は生活を守る方向、町民の生活を本当に大切に考えるという、そういう思いが大切だと思うのですが、最近の町政には不安を感じておるところであります。自治体の役割と自主性はどうなるのか。財政危機を持ち出し行政改革、住民サービスの減や負担増を持ち出しつつ、公営企業管理者の存続など問題を感じます。住民生活を守っていくことを第一義とするですね、そういう立場に立ち返ってほしいと思うのですが、町長いかがでしょうか。

町 長 これまでも小林議員の質問にお答えしてきたように、福崎町は町制施行以来、教育、文化、福祉を大切にしてきた町でございます。この原点は忘れないようにしていきたいと思っています。住民の命と暮らしを守ることが町政運営の使命だと考えております。

ただ、当分の間、財政が非常に厳しいということもご理解いただきたいと思います。財政問題について多くの議員から今回ご質問を受けておりますが、何としても早期に収支均衡に持っていける状況にすることが、住民の生活を守ることに繋がっていると、このように思っております。

小林 博議員 そういう立場はですね、大切にしてほしいと思います。しかし、黒字であってもですね、値上げをする国保、あるいは普通の市町村に置いてない公営企業管理者というのを置いて、それが上下水道料金に絡んでくるという、そういうふうな問題などをですね、これは町の方針として解決すべき課題だというふうに考えておるところであります。それぞれの市町村独自で国の方針があっても、市町村独自で福祉を進めたり、あるいは様々な取組をやっておるところでありますので、ぜひですね、福崎町政が、もうこれはもう国や県の方針ですからもうそのとおりにやりますということばかり言わずにですね、もっと自主性を発揮して、町民の生活を、声にですね、ちゃんと反応した、そういう姿勢を取り返してほしいというふうに思います。あえて取り返してほしいというふうに言葉にしておきます。

以上です。

議長 以上で、小林博議員の一般質問を終わります。
次、12番目の質問者は、城谷英之議員であります。
質問の項目は

1、福崎町財政について

以上、城谷議員。

城谷英之議員 議席番号12番、城谷英之でございます。議長の許可をいただき、一般質問をさせていただきます。今回の質問についてはかなりヒートアップするかもしれないので、また議長、声が高くなってきたら注意していただけたらと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

まず、町長の政治姿勢についてお尋ねをいたします。町長、福崎町を愛しておられますか。どうですか。

町長 私、福崎町に生まれて、ずっとですね、学校も、福崎町の小中学校に行きまして、高校、大学はちょっと姫路のほうに出ましたけれども、福崎町役場に奉職しましてですね、私自身、育てられたのは福崎町だというふうに思っておりますので、もう大切に思っております。

城谷英之議員 私も今回の選挙、5期目の選挙やったんですが、選挙のキャッチコピーが福崎町を愛し、福崎町の未来のために、こういうキャッチコピーで、今回の選挙、闘わせていただきました。なかなか5期目となりましたですね、非常に支持されないというんですか、城谷は大丈夫やろうと、こういうような声をたくさん聞きました。そして支持するというお声をいただくのは非常になかなか難しい。その中でも、この選挙戦、毎日毎日私の事務所へ来て応援してくださる町民の皆さん、そして仕事帰りに寄ってこられて、今日一日どうやったという温かい言葉をかけてくださる方、街頭演説も夜同じ場所で毎回したわけなんですけども、窓が少しだけ開いてるなと思ってたら、最終日ですね、最終日出てこられて、涙を流されて、そらそうやな、城谷君の言うとおりのやな、これからの福崎町頼むぞ、そういうようなお声もいただきました。そして選挙カーで町内を回りますと、子どもたちの登下校、これに遭ったりします。子どもたちは大きく手を振って、おっちゃん頑張れよと大きく手を振ってくれました。これが私の力であり、福崎町を愛し、これから福崎町のためにやらなければならない、こういう思いから、この5期目、福崎町のためにまた精いっぱい頑張る気持ちでありますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

今、私、選挙のときだけではなく、今も朝、子どもたちの通学にたまに立てる範囲でありますけれども、立っておるんです。選挙戦が終わって1日、2日目やったですかね、立つとつたらおっちゃんありがとうな、ジャムついとつたわという子どもらがそういうふうに言うてくれました。それは前の総務委員会でお話しさせていただいて、どうしてもパンのときに食べにくい子どもたちがいるからぜひともそういうジャムやとかバターやとかそういうのをつけたってほしいということを総務委員会や教育委員会のほうにお願いしたら、すぐ対応していただいて、選挙戦終わって2日目やったんで、おっちゃん早速つけてくれたんかいなと、こういうふうに子どもらから言うていただきました。本当に敏速な動き、本当に学校教育課、ありがとうございます。

そして、昨日おとといでしたか、播但道下りてきたとこ、川すそ雨水の今、工事やってますよね。私、朝通ったときに波板がバーンと跳ね上がって、結構高くて、浮き上がってたんです。ほんで上下水道課長にすぐ電話して、あれ埼玉やったですかね、大きい事故があったでしょう。ああいうことをちょっとね、やっぱ

り想像して課長のほうに電話させていただいたら、すぐにもう課長来ていただいてね、すぐ対応していただいて、そして夜間工事というか、工事していただいたりね、ほんまに敏速な動き、本当にありがとうございます。ちょっとお礼を言うとかんとあかんと思って。ありがとうございます。

さあ、そろそろ本題に入っていくわけなんですけど、去年の12月の全協ですかね、財政の悪化。令和15年には財政調整基金がゼロになってしまう。このような報告を受けました。

町民の皆さんは思ってますよ。福崎町は工業団地もあり、商業施設もあり、豊かな町やと。なぜその財政調整基金が令和15年にゼロになるまでこういう財政を放っとかれたんですか。お答えをお願いします。

町長 財政が悪くなったのを放っという感覚はございません。といいますのは、悪くなってきた一番の原因といいましたらですね、働き方改革で、会計年度任用職員制度ができてですね、大きく処遇改善がされてきました。その後もですね、期末手当が出るようになったり、それから勤勉手当がつくようになったり、すごくですね、会計年度任用職員さんの処遇がよくなってきました。それはそれで私はいいことだろうというふうに思っております。それに加えてですね、人勧もここ2年ほどはしっかりプラスのほうに行きましてですね、人件費が相当に上がってきたというのが事実でございます。それは令和2年頃から始まってきたということでございます。それと、もう一点はですね、くれさかクリーンセンターの焼却が老朽化のために終わりをまして、燃えるごみを積替えをしまして、姫路市さんをお願いするという、そういったことをやっております。その積替え運搬に要する費用でですね、1億円以上ですね、お金がプラスになってきたということ。そういったことがここ5年ほどの間に起こってきましてですね、なかなか、これらは義務的経費といいましてなかなか削減しにくい、もう必要な事業だというふうに、経費だという部分がございまして、なかなか削減しにくい経費でありました。そういったことで、今の財政状況になっていると、こういうことでございます。

城谷英之議員 今言われました令和2年、それからその令和2年の時点には、もう令和4年、5年で財政が非常に厳しくなる、このようなことは町のほうでは分かってたんじゃないですか。それがコロナで延びて、今、町長言われる任用職員の給料が上がったですとかいろいろありますけども、もう令和4年、5年には、結構財政が厳しくなるいう、こういうことは僕、当時の財政課長から聞いてますよ。町長どうですか。

町長 私は働き方改革でそういった改善をしていこうという方向は見ていたというのは事実かもしれませんが、これほどですね、急激に人件費が伸びてくるところまでは私自身は予想はしておりませんでした。それが見通しが甘かったんじゃないかと言われればですね、そのとおりなんですけど、けれどもそれをですね、国のいろんな人勧とか含めてですね、の中でこういうふうに改善していこうという中で、それをなかなか福崎町が抑えるというのも、現実問題としては難しいところがあったんじゃないかなというふうにも思っております。といいますのは、やはりですね、職員募集するときにですね、福崎町は財政が厳しいと。ですから人件費も上げません、何もかも処遇も改善しませんというようなことは私自身はもうしたくありませんし、それは手をつけることはなかなか一番難しいところだと思うんですね。やはり職員さんに来てもらおうと思えばですね、少なくとも福崎町は他市町と同じようにですね、人件費もきちっと支払っていく必要があるというふうに私はそのように思っております。

城谷英之議員　そうですね、嶋田町政、それから橋本町政、尾崎町政、続いてきたわけなんですけども、やはり嶋田町政から橋本町政へ変わるときに、私はこの正規職員っていうのに、やっぱり福崎町が任用職員のほうを選んできたっていうこと、これは政治的なことなんですよね。政治的なところで人件費を削減してきた。そのツケが尾崎町長の町政のときにやってきた。で、これはやはり、もうそうなるん分かってるんですよ。だからなってきたら、手を打っていかねばならない。ね。福崎町の一般質問で、町長が一番最初通られたとき、２回目通られたとき、僕ここでね、福崎町のかじ取りをよろしく願いしますって毎回言う吨ですよ。私、町長与党やと思ってますんでね、厳しいことも言います。でも、町長はこうやれよ、ああやれよって言うたら僕ら率先して動いていきますよ。そら福崎町のためですからね。

あれなんですけども、これからこの福崎町の財政、町長はどういうふうに立て直すつもりでおられるのか。町長はこれからの福崎町、５年後、１０年後のビジョンをどう考えて、どう進めていかれるのかお尋ねをしたいと思います。

町　長　令和７年度にですね、行政改革の大綱及び実施計画の見直しをさせていただきます。令和７年４月にはですね、私を本部長とする課長以上の推進本部会議を開催しております。５月には副課長以下の検討委員会を開催して、第６次行政改革の検証と、第７次行政改革大綱実施計画の策定作業を進めております。そして７月には議会における行政改革調査特別委員会を立ち上げていただくこととなっております。そして有識者で構成する行政改革懇話会を開催予定でございます。

行政改革の見直しにつきましては、私たち行政側だけでなく、行政改革調査特別委員会や、行政改革懇話会など議員の皆様や有識者、そして住民の意見をいただきながら、その意見をしっかりと受け止めて反映させていくという中で、行政改革に努めていきたいと、このように考えております。

城谷英之議員　では行政改革大綱の見直し今どこまで進んだか、どういった意見が出てどういうふうに進められたんですか。財政課長でいいですよ。

企画財政課長　今のところ行政側で大綱、実施計画案の策定を進めております。それで大綱につきましては、課長以上の推進本部会議に諮っております。この中で以前は目標なり目標金額を設定しておりませんでしたので、第７次の大綱については削減目標であるとか、歳入の増加の目標、そういうのを立てながら案を策定しているところでございます。

城谷英之議員　その財政悪化をね、見せられて、僕ら議員で３月に財政状況から見て、町と一緒に頑張ってね、改革をしたい、このようなことを思ったんですけども、数名いうかももう過半数で負けとんですからね、過半数の議員が反対をされて、否決をされました。町長こんなんでしょうね。今、今回は行革特別委員会全員賛成で、全員みんな一緒になって、町財政に、取組と一緒に頑張ってやろうと、こんな議会ありまへんで。ほんまに。やった後やね、町長あれはあかんかったんやろ、これがあかんかったやろというのが普通の議会ですがな。あれがあかん、これがあかんというのが議会でんがな。こんだけね、支持を受けた皆さんと一緒にやって、ほんまに真摯に取り組まなあきまへんで。私らのこの意見をほんまに聞いてくれてんですか、これから。この行革特別委員会、これからずっと議員でみんなでもんでやっていきますけども、それを反映していただけるんですか。この大綱、行政的にただ言葉だけでやるだけのものとちゃいますよね。ほんまにこの福崎町の財政を、みんな議員が一丸となって、町が一丸となって、そっちの方向性へ向かおう言う吨ですよ。町長、こんなあったかい議会ないですよ。どう思われますか。

町　長　城谷議員おっしゃるとおりでございます。今回行政改革調査特別委員会をつ

くってですね、行政と一緒に行政改革に取り組んでやろうという思いをしっかりと受け止めてですね、私たち行政側もですね、それに甘えることなく、しっかりと計画、収支均衡になるようなですね、計画をつくって、また議会のほうにもそれを提示させていただいて、それを一緒になってですね、前に進められるようにですね、してまいりたいという思いであります。

城谷英之議員 町長、これまた議員が言うたからとかいうて言わんといってくださいよ。議員が言うたからいう。こないだの民生の会議でガジロウ基金のことについて議員が言うたからいう発言があったと僕聞きましたけれども、またちょっと1回議事録見て町長が言われたかどうかもう一回調べますけども、そういうようなことを聞きました。議員が言うたんじゃなくて、町長が議員の意見を聞いて町長がやるんですよ。何か議員任せじゃないけども、行政ほかの方任せじゃないけども、それだけでやるんじゃないかとやっぱり町長、最終的には町長がきちっと判断して、それが町長の政治なのかどうか、自分の真意に聞いていただいて進めるのが僕は政治やと思います。だから、5年後10年後、町長は町長としておられるかおられないか、それは分かりませんが、未来の町長、そして未来の子どもたちのためにも、今やらなければならない。これは絶対、町長、約束していただきたい、どうですか。

町 長 今、福崎町の財政、収支のバランスが崩れているという状況でございますが、私の任期中にですね、この財政の均衡につきましては、道筋をつけていきたいと、こういう思いでしっかりと取り組んでまいりたいという決意であります。

城谷英之議員 福崎町のこれ、財政、私も商売しておりますから、入ってくるお金っていうことをやっぱり考えた上で、福崎町ではね、僕は土地利用の見直し、農振農用地調整区域、ここの見直し、そしてやっぱりこのふるさと納税、ここは必ずちょっとやっていかないかんのちゃうかな。今、会議、町長も2回出席していただいてますが、あれも出てくださいよって言ったん、一般質問で僕言うたからですよ。町長それまで出てくれてなかったですよ。今、福崎町、ほんまに危機やいうことを僕らに言うたったんでしょ。じゃあ自分も危機やと思いながら活動をほんまにしてくださいよ。どうですか。

町 長 私もですね、一生懸命この財政均衡のために取り組んでまいりたいと思っております。これもですね、議会の中でも言っていたんですけども、企業版ふるさと納税にも力を入れらなあかんの違うかというようなこともおっしゃって意見としておっしゃっていただきまして、もうそのとおりだというふうに思っております。今まず、工業団地を手始めといたしまして、本社がですね、福崎町にない企業様にままずっと今、回らせていただいているところでございます。まだまだ本社がないということは、工場長さんなんですね、所長さんなんですね。権限が正直言うてない企業さんが多くございまして、はい、分かりましたとは言っていたいている企業さんは正直ございません。けれども、そういった取組をしていくということは大事なことだろうというふうに思いますし、私のこの決意をですね、示すことにもつながると思っておりますので、企業版ふるさと納税、そして先ほどおっしゃいました一般のふるさと納税もですね、実はいろいろこの検討委員会ですか、のほうでご努力いただいて、米も取扱いただけるといような方向も進んでいるということもお聞きしておりますので、ぜひぜひこちらのほうにも力を入れて、歳入も増やし、歳出も不要不急なものは少し先延ばしにさせていただくというようなことにもつながるかもしれませんが、そういったことで収支均衡を図れるように頑張っていきたいと、このように思っております。

城谷英之議員 もう町長がそないって言われたんで僕言おうかな、言わんとかかなと思った

んですけど、工業団地ってね、マンダムさん行かれたみたいなんですけどね、すぐ僕はある方から電話がかかってきてね、町長がね、企業版ふるさと納税のお願いに来たったと。町長、僕質問ではそう言うたんですけども、でもね、決定権は社長にあるでしょう。だから工場長に言うのは、工場長と一緒に社長へ会うてもらわれへんかと。そういう話をするのかなと思っとったんですけど、町長はそうようには思われなかった。で、ふるさと納税企業版をしてくれ、給食センターの後ろにMっていう字書きますがなというような話をされたと思うんですよ、町長。でもね、マンダムなんかね、日本全国を相手にしようわけでしょう、給食センター九州行きます。給食センターの車が東京行きます。そこを考えてくださいよ。そうじゃないでしょう、町長。そうじゃなくて、マンダムさんの本社へ行って社長に会ってですね、今、ふるさと納税の福崎町の中で一番トップをふるさと納税してもらいよるんがマンダムさんやと、ありがとうございますと。ただ、うちの町はこういう財政危機で今困っとなで、どうかマンダムさん、ご協力いただけないやろうかと経営者の方をお願いする。これが僕、ここまで言わなあかんですか、町長、分かりませんか。

町 長 要望に行ったのは工場長さんなんですけども、今、城谷議員がおっしゃったことを、私、工場長さんにそない言うとなですよ。私、取り次いでくださったら、社長に会いに行きますから、ぜひマンダムの本社、本社ですね、社屋も見たいですし、どうか取り次いでほしいということは私、言っているんです。そのときの工場長さんのお話はといいますと、まだちょっと今の町長がずっと話した中だけではなかなか上にはつなげられないんで、もうちょっといろんなことを聞きたいんで、それはまた一緒に行った公営企業管理者が推進員になってくれています。それから課長もおります。そこらともうちょっと打合せをさせていただいて、上に上申できるような状況にして、それからまたご返事しますと、それは私にオーケーになってから一緒に行ってくださいって言うんか、もうあきませんでしたと言われるんかちょっと私は分かりませんけれども、そういったことですね、私は社長に会いに行きたいことを私、言うてますよ。

城谷英之議員 いやいやいやいや、それを、それを会いに行きたい言う前に、ふるさと納税のそっちが勝つてもとうとうということを言いたいんですよ。まずは今、マンダムさんに関したらふるさと納税のお礼を言い社長に会わせてください。これですよ。もうはやそんな基金を何とかしてくださいよ。こんなおかしい、おかしい。経営者に言わなあかんのに、それは町長の僕は考えがおかしいと思います。

町 長 マンダムに行ったときにですね、一番最初にお話しさせていただいたんは、マンダムさんのふるさと納税がですね、福崎町で第1位ですと、3, 500名頂いております、ありがとうございます。それから、私は話をさせていただきました。その後ずっと今言ったような話につながっていったということでございます。

城谷英之議員 いやいや町長ね、それはそれでええんですよ。だからお礼は言うた、お礼は言うてへんっていう俺は言いよんちゃうんですよ。違うんですよ。東京へ行って社長に会わせてくれ、会長に会わせてくれ、これですわ。そこへね、ふるさと納税のブロックが入るんですよ。ほな、町長を連れていったら、ふるさと納税企業版をせなあかんっていうブロックが入るんですよ。だから向こうは身構えるんですよ。そこまでその説明せんと町長に分かってもらえへんって僕ちょっと悲しいですよ。だから、これからいろんなところへ行ってもらおうと思うんですけど、まずはお礼を言うてもろてその経営者の方々に地域振興課長がね、こないだ言うてました、上から言うんはあんまり好きくないって。上から言うとか上から言わへんとか福崎町の財政そんなことちゃうんですよ。そんなことじゃなくて、町長から社長、会長、

この辺へ経営者へやっぱり会うてもらわんと企業の財布なんか緩まへんですよ。一生懸命仕事して行って、民間で仕事してきて、緩まそうと思ったらそんなもん、そらわざわざね、福崎町の町長が大阪、東京まで来てくれたいうたら、もう全然違うんですよ、話が。町長はそのふるさと納税をしてもらうがために行っとなですよ。じゃないです。つないでもうて、社長につないでもうて、社長からこういう、うちとこ財政厳しいんだと。工場長に言うても工場長はお金持っとうわけないじゃないですか。この話、僕、工場長から聞いたんちゃいませ。違う人から聞いたんですよ。そういうふうな入ってくるということは、そのほかの人らはそういうような捉え方をしとってやいうことですよ。だから、僕は大阪へ社長を紹介していただいて、大阪の会長と普通の話、町長がされてね。実はこうこうで今、福崎町非常に苦しい。で、今マンドムさんもきれくされたけども、これからあれだけきれくされたということは、これから20年、30年この福崎町で仕事をしてくれはるはずなんです。方向性というのはね、もうマンドムさんの中で決まってるはずなんです。だからそこをやっぱり僕は言うてほしいと。分かっていただけでしたか。

町長 一から十まで言っていて、ちょっと私が足らなかったところもあるかなと思います。今の話を聞いてよく分かりました。

城谷英之議員 ほんまにね、頑張りましょう。

この福崎町の財政については、やっぱり30年前、嶋田町政から変わってきてね。なかなか県・国の予算というか、つけてもらうのが非常にできなかった時代が、小林さん怒ってかもしれへんですけど、そういう時代がありました。その中でも柳田國男先生を使ったこの村、町おこしというんですか、ことから、この福崎町を全国的に広めて行って、もち麦とかその辺も含めてね、広めていただいたというようなことがあります。

嶋田正義町長、これを携帯でね、検索しますとやね、日本の教育者、政治家と、こう出てきます。町の名産品であるもち麦の加工食品を製造販売する第三セクター、もちむぎ食品センターが前町長時代の1990年6月11日に設立。しかし、経営悪化や3億7,000万円にも上る使途不明金が発覚したことにより、2000年10月27日をもって町長自らが代表取締役にく。商品開発やトップセールスが功を奏し、就任3年目で初の黒字を計上するに至る。下水処理場のことも書いてあります。それから、中学校卒業までの医療費の無料化、これが一番大きいと思いますが、町では2010年以降、中学卒業までの医療費窓口負担無料化の実施、国は町に対し、年間1,250万ものを国庫負担金の減額を行っているものの、医療費無料化の動きはたつのや相生、実栗の播磨4市などにも広がっていると。今これは嶋田町長の政治家としての僕は政策、このように思います。

今この国庫負担金、福崎町どうなってますか。名前が変わってると思うんですけど、どうですか。

ほけん年金課長 おっしゃるように、名前も変わっております。というのは、平成30年度に国保の財政運営主体が都道府県になっております。現在の町の国保会計の中では国庫負担金という形では表れてはおりません、県の会計のほうに入っております。当時の年間1,250万円に対応する金額を、令和5年度で5年度分で計算しますと、年間約1,350万円になっております。

城谷英之議員 これをずっとさっき小林さん、小林議員も言ったんですけど、いろんなペナルティーを受けたまま町政運営いうたら、尾崎町長、そら難しいですよ。そら、嶋田町長の町政に、政治家としてやられた後、国はそれを認めなく、今までまだ永久にこういうことをするんですから。だからほんまにね、国へ行かれたときは

もうこれの緩和というか、もうなくしてくれたらどうやぐらい、ほんまに僕は言うべきやないかなと思うんですよ。小林議員も今言われてましたけどね。

今、町長の僕、答弁の中で西播磨町村会いうんですか、県の町村会、ここに言うのと、そこからの要望しとると。いや、それだけじゃ僕は足らんと思うんですよ。それは町長が行って、41市町みんな全部が行って言うたって、福崎町そんな全体のことやからいうたってやっぱり聞いてくれへんですし、ほかに何か方法いうのは、やっぱり町長自らが福崎町の先頭となって僕行くべきで、今の答弁をお聞きしていたら、もう小林さんに引き続きこう言うのはあれなんですけども、今の答弁でしたら何か他人事というか、ね、他人任せ。ほなら、県の町村会でほな、尾崎町長が発言する時間があるんかいいうたら僕はこれないと思うんでね。

だからやっぱりこういうことは常に福崎町のマイナス面でありますから、これはやっぱり国へずっと要望すべきやと思うんですけども、町長、どうでしょう。

町 長 今のお話はですね、全国の市町が全部抱えている問題なんですね。ですから福祉医療に関して国がちょっとペナルティーをかけているという部分については改善してほしいということはやっぱり全国の市町が思っていることで、それは常々今言うたようにですね、全国市長会、あるいは町村会で国のほうにしっかりと要望をさせていただいております。

私が東京に行っているいろいろ要望することについては、基本的には町独自のですね、要望が多いわけでございます。各市町も同様だろうと思います。それ以外にですね、私がそれ以外に発言しているというのは、今は給食費の無償化につきましてはですね、町の要望をした後にですね、半分はそちらのほうの要望させていただいております、令和8年度からは小学校の医療費の無料化について、前に進むような今お話は出ておりますが、しっかりとそれは予算化してほしいということを要望させていただいております。ひいてはですね、小中学校の給食費の無償化ということについて、私は福崎町の個別の要望、プラス給食費の無償化についてしっかりと要望をさせていただいております。私の要望時間いうてもですね、1分ないし2分いうことでですね、あれもこれもとなかなか言う時間が限られておまして、そういった中で優先的にどれを要望するかということを考えた中で要望させていただいているという状況でございます。

城谷英之議員 町長それはね、47市町皆一緒なんで、あんまり僕はええことやとは思いません。それと、町長のリーフレットの中で、学校の給食費無料化っていうことを掲げられたんでしたら、僕は無償化にすべきやと、このように思います。で、それが国に頼らなあかんのであれば、僕はリーフレットに書くべきことではないかなと。町長の施策ではないかなと思うんです。要望することが施策です。それは違うでしょ。自分の施策の中でやっぱりきちっと僕はやるべきやと、このように思います。だからそれは町長の中で国へ要望しとるから。国へ要望しとんやったら引き続き福崎町で無償化したってください。そらね、町長、僕の考えですよ、僕の考えやから、そういうふうな。要望しとうから、国に任せとんねん。いや、わし、ああやって書いたけどな、国任しとうさかい、わし知らんねんっていうのは、僕は駄目やと。

町 長 私が2期目のですね、町長選挙に出るときに、給食費の無償化、段階的な無償化とさせていただきました。なかなかですね、福崎町の無償化を一気にしようと思しますと、当時は8,000万言うてましたですけども、物価高でいろんなものが上がってますので、今9,000万ぐらいかかると思うんです。ということで今年からですね、段階的なのということで、中学校のですね、無償化はもうこれは自主的な判断で、私の政治家としての判断で、中学校の無償化をさせていただ

きました。そしたらですね、小学校は無償化に向けて進めていきますというような情報がですね、流れておりますので、ぜひぜひですね、それも国のほうで確実にやってほしいということをお伝えする、私の思いをお伝えすることは大事なことでと思って言っております。ぜひですね、小中学校の給食費の無償化が実現できるように私も頑張っていきたいなと、このようには思っております。

城谷英之議員 町長の思いから、今、中学校の無償化をしておることなんで、これからは非常に厳しい財源の中なんですけども、やっぱり継続して言っていただきたい。もう国は国ですから国が無償化にしようがどうか分かりませんが、福崎町は福崎町として福崎町の子どもたちのために尽くしていただきたい、このように思います。

先ほどもちむぎ食品センター3億7,000万に上る使途不明金にも触れましたが、その苦しい中、このガジロウが誕生したわけでありまして。2011年、私が初当選をしたこの議会、この議会ではね、もち麦議会というのがあってね、生産したもち麦をどこへ隠したんや、袋はどこへやったんや、そのようなことがずっと議論されとる議会やったんです。もう町長そこへ、その頃やったら課長かな、出席されとんかどうにかちょっと分からへんのですけど、ね、近藤副町長、そんな議会やったですよ、たしかね。もち麦のことについて非常に厳しい議員の追及、これがあったと思うんです。その中でガジロウが誕生したと言いましたけれども、これある職員さんがどうしてもこのもちむぎ食品センター、今のもちむぎのやかたを黒字にしたいんやという思いで、僕に相談があって、池から上がる河童をつくりたいんやと。その当時、橋本副町長でしたけども、そのときに150万は用意してあると。あとの150万、250万かかる言われましたんで、あとの100万は一般質問なり委員会で質問したら、予算のほうはつけるよという話で、多分予算委員会か決算委員会かどっちか忘れちゃったけども、そこで、あと何か委員会か分からへんけどもそこで質問して予算をつけていただき、このガジロウが誕生をしました。このガジロウ、これまだどういうふうにごう持っているつもりなんですか。今、いろんなとこへこのガジロウが歩いていきよるわけなんですけども、いろんなイベント参加して、まだまだ有名にして、どうするつもりでられるんですか。

地域振興課長 ガジロウを使った、妖怪を活用したまちづくりでございまして、まちづくりのシンボリックな存在でございまして。動くガジロウが福崎町の広告塔となって、福崎町のファンを増やして観光客の誘客に取り組んでいこうと考えているところでございまして、福崎町へ来ていただきまして、地域で買い物、食事をしていただいて、地域経済の好循環につなげようという仕組みで考えておるところでございまして。

城谷英之議員 今、ガジロウ見に来られてもすぐ帰られますよ。財政の問題なんでちょっと言いますけども、昨日、前川議員も質問されて、企画課と財政課と分けようという話ね、今、そういう企画をされても手挙げるん地域振興課しかないんじゃないですか。だから、妖怪ばかりが、ガジロウばかりが表へ出ていきようように町民さんに映るんちゃうんですかね。この選挙戦でやっぱ言われたのはね、そんだけ、どんだけガジロウにお金使うつもりやいうて、こう言われとんですよ。ほんで、課長に答弁求めたら7万円しか出してませんとか、5万円しか出してませんとか、そういう答弁やねんね。この企画自体がやっぱり国への観光庁、今、地域振興課一生懸命やられよるから官公庁へ要望を出して、でもこれね、前川議長やったときですけども、前川議長が地域振興課と行って、官公庁と話して、福崎町の。3年連続予算ついたんですわね。町民さんこんなこと知らへん。その企画と財政と

を分けいうのはそういうことなんです。企画することに対して、もっと福崎町全体で捉えなければならぬんじゃないか。今手を挙げるんは、地域振興課だけと違うんですか。だから地域振興課ばかりに予算がつく。そう違うんですか、町長どうですか。何か考えがあってやられているんですか。

町長 地域振興課なんですけれども、もともとはですね、産業課だったわけですね。産業課で農業振興のこと、それから商工会のこと、観光のこと、それをずっと見ていたわけなんです。あまりにもですね、ちょっと範囲が広いということもあり、やっぱり観光部門については、商工部門については別にしてですね、特化して頑張る必要があると違うかということで、地域振興課をつくったわけでございます。そしたらですね、地域振興課いう課ができてですね、商工と、それから観光というのをやりなさいと言われたらですね、正直、観光というのはあんまり力が入ってなかったとまでは言いませんが、やはりですね、課をつくってですね、君らの仕事はこれやというたらですね、みんな力入れて頑張るわけです。これは何とか観光で、観光課いうのができとんねやから何とかしかりと福崎町の観光を頑張っていかな駄目だなというような思いでですね、一生懸命、私、地域振興課が頑張ってくれたと思っております。そのおかげですね、福崎町いいましたらですね、日本民俗学の父、柳田國男先生の生誕の町いうてPRを、いつも私は枕言葉で、そうは言うんですけれども、柳田國男先生でどれだけの観光客の方が来てくださるか、一般の方がお見えになるかいうたらですね、やっぱりちょっと少ないんですね。コアな方しか来られてなかったと。それからですね、柳田國男先生が、妖怪のですね、先駆者であったということをつまえて、ガジロウをつくり、そしてそれに付随する妖怪たちをつくってですね、今は妖怪の町というようなアピールもしておりますが、いうことで、福崎町にお客様がですね、ガジロウが誕生する前と比べましたら、およそ3倍になったということで私自身も多くの観光客の方が来られてるな、子どもさんたちが辻川山公園に来られているな、町内を土日になったら家族連れが散策されているなということでですね、大変うれしく思っております。今ですね、種をまいて、それが育ちつつあるところなんです。それを今、私はどう言うていいのかな、やっぱりそれを実がなって刈り取れるところまで持っていく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。確かに、今、城谷議員がおっしゃるよう一番の課題いうたらお客様が増えました、お金を落としているんかと、滞在時間が短いん違うか、泊まってくれるお客さんがいないんじゃないか、それは大きな課題ではございますが、そういったふうにですね、今後つなげられるようなまちづくりをしていく必要があると、このように考えております。

城谷英之議員 じゃあ町長、それ施策としてどう打つんですか。町長言われるんごもっともですよ。僕もずっと思っていました。でも何ら手打っていないじゃないですか。何が売れるんですか。

一ついいですか。町長ね。もちろんあれだけの集客、これは大切なんです。でもね、あの辺の辻川の方にごめんなさい言うたことあります。今、一番最初のあの中で、涙流したったのは辻川の人ですよ。いつも迷惑かけてすいませんと言われたことあるんですか、地域振興課長。

地域振興課長 ありません。

城谷英之議員 ほら、町長、そういうことなんです。地域が認めないんですよ。認めないとか涙流されとるんですよ。町としてやるべきことはやらないといけないんじゃないんですかと、町長が言われる、外に対しての観光、これは大切です。でも、町民側の暮らしを大切にするのが、これが福崎町の、もちろん外へ出していくの

も町長の務め、でもこの福崎町を守るのも町長の務めだと思うんですけど、町長どうですか。

町 長 福崎町全体を守るのが町長の役目だと思っております。

城谷英之議員 だからね、そういうこともちょっと気つけながら、もうそれこそ5月とかね、夏休みとかありますやんか、地域振興課長、聞いてはりますか。迷惑かけますいうていうこともね。近隣には僕は言うべきやないかなと思うんです。町長そう思われませんか。福崎町全体としてって、今そのような答弁された。僕ね、かあつと言われたら、もうかあつと言いつ返しんですよ。それが町民の声です。僕ら負託を受けましたから。苦しい選挙、勝ちましたから。それがその人らの涙であり、あれをこの議場のこの場所で言うのが僕の務めやと思ってますから、町長どうでしょう。

町 長 そういった思いをですね、持っておられる方がいらっしゃるということはしつかりと受け止めていきたいと思えます。

城谷英之議員 もう今日は厳しいね、質問ばかりで。もう次、農業関係行くんですけど、議長、いきますか、まだ長いですよ。

議 長 ありがとうございます。

それでは、会議をしばらく休憩いたします。

会議の再開を13時といたします。

◇

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

◇

議 長 会議を再開いたします。

城谷英之議員 昼まではちょっとヒートアップしながらの発言となりましたけどお許しく下さい。

次に、昼からであります。次は農業政策について、農業振興についてお尋ねをしたいと思います。

今、備蓄米等々で世間では話題になっております。小泉コメ担当大臣ですとか、もういろんなことが出回ってるわけなんですけども、この間の答弁の中で、地域振興課長はふるさと納税、今年は米を持っていくというような答弁をいただいたんですが、私の質問はこれをふるさと納税へ持っていけないかという質問でありました。でも、これもね、やっぱり農業者、農林振興課だけに任せるんじゃないか、やっぱり地域振興課いうか、このプロジェクトチームが米を出していただけないかということをおね、各営農さんとか、大規模農家さん、中規模農家さんとかにお話しして、米を出してもらおう、こういうようにしてはどうかと思います。課長、どうですか。金額のことはちょっとね、今の世の中、相場がどうなるか分からんのですけども、ふるさと納税をこれから広めていく気持ちはございますか。

地域振興課長 米の問題、今、非常に魅力的なる返礼品になってます。営農組合さんにも個々にお話をさせていただいてるところなんです。協力いただいている営農組合さんは1者です。大規模農家さんにつきましては先日の一般質問でもお話しさせていただいてるんですけども、大口でご協力いただくという形で進めておるところなんです。ほかの営農組合さんとか大規模農家さんとかにもお話をしておるんですけども、今のところ福崎町のふるさと納税にご協力いただくっていうところは3者、4者ぐらいにとどまっているような状況でございます。

城谷英之議員 今回、八千種のほうからそれだけの米を出荷してくださるという方がおられた。一番やっぱりそこへたどり着くのに困ったのはやっぱり精米、これに関してやっ

たんですね。今回町長、地域振興課ね、アンゾさんと話していただいて、要は作った農家は、30キロ入りの袋に詰めるんじゃなく、やはりトンパックというかね、大きい形で出荷をしたいと。精米とか、その辺をほかのところでやってもらいたいというのがあれやって、ちょうど地域振興課さん、一緒にアンゾさんと一緒に僕も行っただけですけどね。金額的にもその折り合いがついて精米して出荷するというような形になったんですけど、この精米をするシステムをね、この福崎町でできないもんなんではいでしょうか。農林振興課さん、どうですか。

農林振興課長 町で大型精米機を所有してそれをふるさと納税ということだと思っておりますが、先ほどからありますようにふるさと納税に米をご協力いただいていることは非常にありがたいことだというふうに思っております。ただ、ふるさと納税の額が大きな市などでは、そのふるさと納税品に対しての補助制度、これを持たれている市もあるとはお聞きしていますが、地域振興課長とも相談させてもうたんですけど、現在の福崎町の額では、経費が額の50%以下といったルールがありますので、今の額でそういった精米機を購入するのは非常に難しいのではないかとこのように考えてます。また規模の大小もあるんですが、同じふるさと納税にご協力いただいているほかの産業部門や食料品を取り扱っている業者の方々との効率を考えた場合にも、そういった特定の品目に対して町が経営支援するということになりますので、今はふるさと納税の対応策としての精米機のパイプは町ですということでは考えておりません。

ただ、精米機など機器の購入に対しましては補助制度がございます。これは認定農業者であるとか、経営規模の拡大など、一定の採択要件もありますので、もしご希望される方がおられましたら、一度農林振興課まで連絡・相談いただければ、ご相談に乗らせていただきたいと思いますというふうに思っております。

城谷英之議員 そういう答えかなと思っておりましたけれども、これからこの米っていうものに対しては、僕は食糧危機っていうね、昨日もそういう空爆がありましたし、これから世界を見据えた中で、食糧危機というのがやってくるんかなというような気がします。その中でやっぱり今、精米に関しては福崎町では個々でやられてると。それを僕はもうこれは町が一括して、そういう精米所を福崎町の米を届けるというので各営農さんにも、これからJAがね、どうなっていくんか分からへん。今備蓄米、古古古米とか古米とかいうのがもうなくなつとる状態でしょう。ほな、これ、輸入に頼らなアカンようになってくるんじゃないかな。それで、また今年生産したやつを、その備蓄米へ持っていかなアカンのやったらまたこれ米不足が発生するんやね。で、その中でやっぱり食糧危機を想定するならば、僕は福崎町で第三セクターとしてでもそういう精米機、福崎町の米を福崎町で精米し販売する、こういうシステムを僕はつくったらどうかなと思っております。

先日の質問の中でも災害に備えてアルファ化米とかいうような質問もされてましたけども、やっぱり福崎町の中で困窮したり、米がなくなったりしたときに、災害が起こったときにですね、食べていただける、そういう備蓄米いうの、そういうのは町長、1回、いや、今すぐせえ言いません、ちょっと考えてもらわれへんかなということで質問しました。

町長 今回のですね、米でですね、ふるさと納税に協力をしていただけるいう中でですね、精米をどうするんだというようなお話が出てきたということはお聞きをしております。その中でですね、仲介業者のアンゾさんが間に入って、その精米する業者さんを見つけてくださってですね、今回はうまく対応ができそうだとこのことを聞いてですね、安堵しているところです。

今、議員がおっしゃっている話につきましては、ちょっと私まだそこまで全然

考えたこともなかった発想であります。そういったことを町がする必要があるのか、あるいはですね、そういった今ある精米所さんとなつなかりを持ってですね、うまくやっていくほうがいいのか、いろいろ考えていかなければならないのかなというふうには思っておりますが、今のところはちょっと私自身どうしようという考えはない、持っていないと、持ち合わせていないというところでございます。

城谷英之議員 今回こういう意見があるということを知っていただけたらなと思うんです。福崎で例えば福崎の米を備蓄すると、姫路市の後方支援とかそういうことにつながってもいくんでね、近隣市町に対しても僕はいいんじゃないかなと思うんですよ。これもいわゆる緊急防災で使われへんかなというのも思われるわけですが、これからJAが本当にどうなっていくのかというたら非常に不安なところでね、今年の買取りが1万1,000円ですか。これがずっと続くのか上がっていくのかいうたらそれはもう、米屋はね、もう全く分からへんような状態なんですけども、政府が今こんだけ備蓄米出してしまっ、もう本当にあらへん状態で、またこの福崎町の町民が食べるお米がなくなる、福崎に農家たくさんあるんですけども、営農組織があるんですけども、その中で、その米がJAさん通して外へ出てしまう。それやったら僕は災害面的に考えて福崎町にとどめる、もちろん子どもたちにもお米、今、現状に学校給食の米が福崎米やっ、ということをやられとんですけども、まだ、僕何回も言うんですけど、その確認にもまず教育委員会行かれてないと思うんですよ。どういう保管状態でどう精米するのかっていうのは、全くちょっとされてないかなと思う中で、ちょっと1回ちょっとそういうのも視野に入れながら、ほんなら、例えば公園でありますとか、そこへ備蓄できる、もちろん保冷倉庫になりますけれども、精米できたらそれを第三セクターにするとかいう考え方ね、もう将来の福崎町を見据えた、災害に強いまち福崎を見据えた中でそういうことも1回検討されたらと思います。答弁はいいんですけど。このように私は思っております。

そして、最後の質問やね。部活の地域移行についてお尋ねをしたいと思います。

前回、前川議員が質問をしたと思います。ただ、私の考え方としてはちょっと前川議員とはまた違う方向の考えでありまして、子どもたちが部活を教えられるのには教えて、今現状、学校で部活動を先生方に見てもらいよと。これを地域移行をした形の中で、丸っきし地域移行すればどうなんでしょう。僕はこの学校教育の中に部活動というのは、学校生活の中にも非常に大切な一環やと思うんですけどね。その授業とか。その中でもこの子はどうなんやろか、部活動の対応を見て先生とかが考えられる。そのように思います。で、いま一度教育長にお願いしたいのは、教育長の気持ち、これからその委員会をね、立ち上げて、福崎町がどこを目指していくんかいうのを、多分検討されると思うんですけども、教育長の考えをお願いしたいと思います。いま一度、お願いします。

教 育 長 部活動に対する教育長の思いということですが、一般質問の1日目の前川議員への答弁と同じ内容になりますので、ご理解願いたいと思います。

国のほうではいまだに令和8年度以降の方針や制度、特に細かな対応はまだ確定しておりません。現在もいわゆる有識者会議、トップ会談というんですか、有識者会議で議論されている状況だと伺っております。国や県のほうは学校現場、教育と部活動という学校現場や、その小さな町のことを十分理解しないで部活動の地域展開という方針を出したことに数十年先の教育に非常に不安を私は覚えております。同時に腹立ちさも感じているところです。とはいえ令和13年度までに中学校から土日の部活動がなくなりますので、残念で仕方がありません。

部活動は文化面も含めて、生徒の自主活動になっていきますので、子どもたちには他校生と交流することになると思うんですが、他校生との交流、それから異年齢での活動、不登校ぎみな生徒の活力などの利点もあろうかと思っておりますので、やりたい活動、興味・関心のある活動が見つけられる支援をしていかなければならないと思っております。保護者には家庭の経済格差が生徒の体験格差につながることをないように、経済的に困窮されている世帯の生徒への支援について、確実に措置をしなければなりません。教員には一人でも多く、部活動指導員として活動してもらいたいと、これは勝手に思っているんですが、同時に指導員以外の教職員にもしっかりと子どもと向き合う体制や方向を示さなければなりません。そして地域には、地域で子どもたちを育てる、地域全体で支えるという意識をさらに醸成しながら、協力を得ながら連携していかなければならないと思っております。財政的なことは私も分かりかねるんですが、頭が痛いところなんですが、保護者への受益者負担による公的支援、それから生徒の保険料、指導者への謝金の一部の補助、それから就学援助世帯への補助、利用備品、今、体育館等を使うと思いますので、利用備品の充足、利用施設の修繕、改修や施設の充実の経費、それから受入れ団体からの要望に対する対策費など、いろいろと財政面でまだまだ考えなければならぬことがあると思っております。

これからも福崎町の子どものために、子どものニーズや意見が反映される仕組みづくりを含めて、どうすることが生徒にとって一番よいのかという視点で今後も多くの視点、多くの人の意見を参考にしながら、経済的支援も念頭に考えていかなければならないと今思っております。

城谷英之議員 ありがとうございます。教育長の今の思いで、町長、結局ね、学校の先生とか、その指導員とかに対しても、謝金が今度発生してくるねんね。国・県いろいろ多分考え方があってこれから出てくると思うんですけど、やっぱり福崎町としても、やっぱり子どもたちを見たっていくという観点から、やっぱりある程度は給料の保障じゃないけども、謝金に対して何ぼかの補助いうのは考えていかなあかんの違うんかな、全部が全部国や県に任せますじゃなく、やっぱり福崎町でも負担していかなければならないことになるんじゃないかなと思うんですけど、町長どう思われますか。

町長 財政負担のほうの話なんかなと思うんですけども、まだ何も決まっていません。国・県がですね、もうしっかりと見ますと言うてくれるかもしれませんし、またですね、一方、地方交付税で見ますがなと、見てますがなという言い方でですね、実際はいくら見てくれているのか分からないというようなことになるかもしれませんし、まだ全くその辺のところですね、はっきりしていない状況だろうと思っております。ただですね、いろんな課題がある、問題があるんだろうとは思いますが、教育委員会とですね、連携を密にして、主役は子どもたちだと、子どもたちがもう一番大切なんだという視点はですね、忘れないようにしながら町としてもできることはやっていきたいと、このように思います。

城谷英之議員 町長、ほな、仮にそういうようなことがあっても町としては最善の努力というのはしていくと、国も県も知らんというたら町も知りませんよいうことはないということで、そういう理解でいいですか。子どもたちのために使っていただけるという認識でいいですか。

町長 国や県が知らんとは絶対に言わないという思いは持っておりますが、町も必要な支援は出てくる場合はですね、教育委員会とよく連携しながら、また国や県にもお願いすることはお願いしながら、役割分担をしながらやっていきたいと、このように思います。

部分については担当課があります。町全体としてもこの目標が達成できるようにしっかりと取り組む必要がある。また、人口減少対策というのは、今の福崎町にとっても重要な課題の一つとして認識しているので、計画の目標が達成できるように私が先頭に立って頑張っていきたい」とのことでした。

次に、議案第41号、令和7年度福崎町一般会計補正予算（第1号）についてです。

委員から「スポーツ振興くじのように、福崎町の財政の助けになる申請は毎年すべきでは」との趣旨の質問がありました。副町長や教育長からは「現状は老朽化した施設の把握をした上で計画的に申請することを検討していきたい」との趣旨の答弁がありました。

委員から「長寿祝金は3月議会にて否決されて今回の補正予算で上がってきているが、これから町としてはどのような方針で臨まれるのか」との問いがありました。町長の答弁は「今年3月の議会で承認いただけなかったのも、今回はその結果を受けて、1人当たり1万円のお祝い金を支給するという補正予算を上げています。今後は行政改革大綱と実施計画の見直しで、長寿祝金に限らず、町の事務事業全般について行政改革で検討して、その上でまたお願いさせていただきたい」とのことでした。

以上で、総務文教常任委員会からの報告を終わります。議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

議 長 総務文教常任委員長からの説明が終わりました。
委員長に対する質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようですので、総務文教常任委員長報告に対する質疑を終結します。
次、民生まちづくり常任委員会の審査報告書を事務局に朗読させます。
（事務局朗読）

議 長 朗読が終わりましたので、さらに委員長に詳細なる説明を求めます。
民生まちづくり常任委員会、三輪委員長。

三輪民生まちづくり 民生まちづくり常任委員会に付託されました議案の審査について報告申し上げます。
常 任 委 員 長

委員会を6月12日に開催し、付託されました議案4件については、審議の結果、いずれも全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

これより補足説明をいたします。

議案第37号、福崎町ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例についてです。

議案は、ふるさと応援寄附金を財源として行う事業を第1号から第5号に指定しており、このたび新たな条文第6号を設けようとするものです。その条文は、観光まちづくり（ガジロウなどの妖怪事業）や環境整備に資する事業です。

委員から、条文の新設理由及びふるさと応援寄附金の使途などに係る複数の質問があり、答弁では「ガジロウを前面に出しての条例案とすることで、多くの寄附を得たい」ということ、次に「頂いた寄附金はガジロウや妖怪を主とした観光事業のほか、寄附額にもよるが、町内全体の観光に充てるとともに、観光地及びそれ以外の道路、水路、道路側溝などの幅広い環境整備に充たしたい」とする趣旨の答弁がございました。また、「新たな条文を構成する経緯として、ガジロウや妖怪だけに充当するのではなく、その一部を多様な環境整備に使ってほしいという要望もあつての条文とした」とする趣旨の答弁がございました。

さらに委員から「ガジロウや妖怪に寄附された方の意思に対して、ガジロウや妖怪以外に寄附金を充当すると、寄附者の思いと距離が生じかねない」とする趣旨の意見があり、「頂いた寄附金の使途については説明を行っていききたい」とする答弁がありました。

次に、議案第38号、福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例についてです。

兵庫県が福祉医療制度における低所得判定基準等を80万円から80万9,000円に引き上げたことに伴い、町の福祉医療費助成条例を同様に改正するものです。

委員から「改正により福崎町民で影響を受ける人数はどうか」の質疑があり、「現行制度では、高齢期への移行者27人が受給対象となっており、改正後は新たな対象者はなく、27人から変化はない」する趣旨の答弁がありました。

次に、議案第39号、福崎町工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例についてです。

議案の要旨は、工業用水道事業は福崎工業団地の造成に合わせて開発事業者が整備したものを昭和52年に本町が無償譲渡を受け、運営してきているということ。そして、このたび七種川に架設された水管橋の老朽化が顕著となって、併せて近接する老朽管路の一部を更新することとなるが、更新工事に必要な内部留保資金が十分ではないため、料金改定が必要となっているとのことでした。

そして、改定については、総括原価方式により改定率を22.02%とすること、工業用水道の受水企業と協議を重ねてきたこと、上下水道審議会に工業用水道料金の在り方について諮問し、3月14日に答申を得ていること、5月29日、経済産業大臣の承認を受けたことなどの説明がありました。

委員から「水管橋の予定工事金額は変化するのか」との質問があり、「予定工事金額は審議会における報告額から変化はない」との答弁がありました。次に、「近々の投資見込みはどうか」との質問があり、「未改修割合が65%で、延長6kmの工費が必要であることから、工業用水道料金を5年後に見直す見込みであることを各企業に説明している」との趣旨の答弁がありました。

次に、議案第42号、令和7年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてです。

工業用水道事業給水条例の改正により実施する料金改定に伴う給水収益の増額及び料金システムの改修費用に係る増額の補正を行うとのことでした。

議員各位の賛同をいただきますようよろしくお願いいたします。

以上で民生まちづくり常任委員会の報告といたします。

議長 民生まちづくり常任委員長からの説明が終わりました。

委員長に対する質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 ないようですので、民生まちづくり常任委員長報告に対する質疑を終結します。

日程第4 開会中の所管事務調査報告

議長 日程第4は、開会中の所管事務調査報告であります。

委員会の活動について、委員長に報告を求めます。

民生まちづくり常任委員会、三輪委員長。

三輪民生まちづくり 民生まちづくり常任委員会から開会中の調査報告をいたします。

常任委員長 6月12日に、公害防止協定に基づく協議を行いました。協議は株式会社マ

ンダムからの１件で、同社福崎工場第３工場の空調機更新工事で、委員会は申請のとおり了承することとしました。

次に、公害防止協定に基づく報告です。

福伸電機福崎工場の油煙捕集装置増設工事の実施及び同社西治工場のチェーンブロック付昇降機設置工事ほかの実施についての報告を受けました。

また、株式会社シブタニと公害防止協定を締結したとの報告を受けました。

最後に公害防止協定以外の報告となります。

くれさかクリーンセンターに係る事故報告を受けました。６月６日、くれさかクリーンセンターから姫路市の市川美化センターに運搬したパッカー車がごみをピットに投入後、車両後部のゲートを開いたままプラットフォームを出ようとしたところ、出口のシャッターに車両後部ゲートを接触させたものです。これは４月２５日に発生した事故が再発したとする報告です。

以上で、民生まちづくり常任委員会の開会中の調査報告を終了いたします。

議長 次、議会運営委員会、前川委員長。

前川議長 議会運営委員会から開会中の所管事務調査報告を行います。

委員長 議会運営委員会は本日６月２３日に委員会を開催し、第５１９回定例会の追加議案に対し協議をいたしました。本日の本会議５日目にて上程し、議案第４４号、議案第４５号について、委員会付託を省略し、本会議即決とすることを確認いたしました。

以上、議会運営委員会の調査報告といたします。

議長 以上で、開会中の所管事務調査の報告を終わります。

日程第５ 討論・採決

議長 日程第５は討論・採決であります。

それでは、議案第３６号、福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

（手が上がる）

議長 小林議員。まず反対討論のほうからお願いします。

小林 博議員 議案第３６号、国民健康保険税条例の一部改正に反対の立場から討論をさせていただきます。

国民健康保険は、被用者保険に入れない人の保険です。年金を頼りの高齢者や、不安定なフリーランスの人などの命と健康に関わる保険です。したがって出発のときから社会保障としての重要な制度であります。福崎町の加入者は約３，０００人、年間所得状況はゼロが４０％、それを含めて１００万円以下の世帯が７０％を占めております。

議案は、保険税を県の示す率に合わせるものとなっており、引上げ予定は世帯当たり５，８２０円、１人当たり約３，６５５円を予定しています。これにより調定額は１世帯当たり１８万５，７７１円、１人当たり１３万３６３円となります。

県の示す税率数値はあくまでも参考値として捉えるべきであります。県の数値どおりは３市町であります。しかも令和６年度決算予定は３，３８９万６，０００円の黒字です。７年度は値上げをしなくともやっていけます。既に中播磨では、福崎町は最も高い保険税額となっています。他の被用者健康保険と比べても２倍近くも高いとされる国民健康保険税です。

厚労省は保険料統一、大幅値上げに圧力を強めているそうですが、地方自治法を無視するものとして許せません。それに対して全国知事会をはじめ地方団体は、国庫負担の増額や子どもの均等割の廃止を求めています。自治体独自の軽減策を講じているところも多くあります。国民の声が大きくなれば、国の施策も変わります。諸物価高騰の中であり、税率の値上げをしないよう求めて討論いたします。

議 長 ほかに討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 これで討論を終わります。
これより採決を行います。
議案第３６号について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立多数)

議 長 起立多数であります。
よって、議案第３６号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第３７号、福崎町ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例について、討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第３７号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第３７号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第３８号、福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について、討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第３８号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第３８号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第３９号、福崎町工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例について、討論を行います。
討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第３９号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、
原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第３９号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第４０号、福崎町総合戦略（第３期）について、討論を行います。
討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第４０号について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案
のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第４０号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第４１号、令和７年度福崎町一般会計補正予算（第１号）について、
討論を行います。
討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第４１号について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案
のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第４１号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第４２号、令和７年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第１号）
について、討論を行います。
討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第４２号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、
原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第４２号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第６ 追加議案の上程、討論・採決

議 長 この際、お諮りいたします。議事日程の追加でございます。

本日、議会運営委員会を開催し、追加議案の上程について検討をお願いし、了承を得たところですが、議案第４４号、損害賠償の額を定め和解することについて及び議案第４５号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第４４号、損害賠償の額を定め和解することについて及び議案第４５号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを日程を追加し、議題とすることに決定いたしました。

議案第４４号及び議案第４５号について、町長に提案内容の説明を求めます。

町 長 先ほどは当初に提案いたしました議案につきまして、全て可決していただきましてありがとうございます。

さて、今回追加で提案させていただきますのは議案２件です。

議案第４４号、損害賠償の額を定め和解することについては、令和７年５月１０日に発生した物損事故における損害賠償の額を定め和解することについて議会の議決をお願いするもので、相手方の承諾が６月９日に届いたため、追加議案とさせていただいたものです。

議案第４５号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、６月末の期末勤勉手当事務を進める中で、令和７年３月定例会の議案第６号、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例における地域手当関係の改正漏れがあり、追加議案とさせていただいたものです。

詳細は担当課長が行いますので、ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま町長から追加議案に対する概要の説明が終わりました。

これから詳細なる説明を求めてまいります。

議案第４４号、損害賠償の額を定め和解することについて及び議案第４５号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての両議案を一括議題といたします。

両案に対する詳細なる説明を求めます。

総務課長 議案第４４号、損害賠償の額を定め和解することについて、説明申し上げます。

この件は、物損事故における損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法第９６条第１項第１２号及び第１３号の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第４４号説明資料に、事故の発生現場の位置図、事故発生状況図をお示しておりますので、ご参照ください。

事故の発生は、令和７年５月１０日午前８時３０分頃です。

事故の発生場所は、福崎町役場敷地内駐車場で、相手方は記載のとおりです。

事故の概要は、住民生活課職員が運転する公用車を駐車するため後退させた際、公用車の右側後方部が駐車中の相手方車両の運転席ドアに接触し、損傷させたものです。

損害賠償の額は、破損させた相手方車両運転席ドアの修理に要する費用など18万4,300円です。

以上、議案第44号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第45号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

議案第45号説明資料の1ページをお願いします。

1は改正の概要です。一般職の職員の給与に関する法律、これは国家公務員に係る給与法になります。この法律に準じまして、期末手当基礎額、この額は括弧書きしていますが、給料の月額、地域手当、扶養手当、職務段階別加算額の合計額になりますが、その算出の構成要素の一つであります職務段階別加算額について、加算率を乗じる額に、地域手当を加える改正を行うものです。

具体的には、中段の枠囲みのような改正となります。

改正前です。職務段階別加算額＝給料の月額×加算率。これを改正後に記載しておりますように、職務段階別加算額＝（給料の月額＋地域手当）×加算率と改正するものです。

2、上記1の改正内容は、勤勉手当基礎額についても準用されます。

3、この改正は、公布の日から施行し、令和7年6月1日から適用します。

資料2ページには新旧対照表をお示ししておりますのでご参照ください。

説明は以上となりますが、この改正内容は本来、令和7年3月定例会の議案第6号、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例、これは主に人勧に基づき地域手当を令和7年4月から福崎町で適用する改正でありましたが、その中で改正しておかなければならない内容でした。このたび、6月30日支給の期末勤勉手当事務を進める中で条例の改正漏れに気づき、やむなく追加議案として提出させていただいたものです。申し訳ございませんでした。

以上、両議案ともご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長 以上で、本日追加議案として上程されました議案の説明が終わりました。

これから議案に対する質疑に入ります。

議案第44号、損害賠償の額を定め和解することについて、質疑はありませんか。

小林 博議員 事故発生日が令和7年5月10日土曜日となっておりますが、通常土曜日は休日ではありますが、どういう状況といたしますか、仕事でですね、こういう状況になったのか、相手側も含めて、お願いをいたします。

住民生活課長 5月10日土曜日は翌日が町の操法大会でございますので、その準備をするにあたって、荷物を積む車両をこの場所に移動させておいた際に接触したというもので、相手方の常磐電機株式会社の車両は、庁舎の空調設備の点検をするということで、同時間に車を止めておいたということになります。

議長 よろしいですか。

ほかに質疑はないですか。

城谷英之議員 事故がね、役場の車の事故、大変多いんですね。この間は消防団の事故やっただんですけども、この安全運転運行管理者でしたっけ、指導、これいま一度もう一回されたほうがええと思うんですけども、最近多いですよ。どうですか。

総務課長 消防の事故については昨年の末ということでございまして、半年しか空いてない中での１件ということでございます。おっしゃられるとおりでございます。

職員につきましては５月２０日付で安全運転、それから福崎町役場運転者服務規程を掲示しまして、それを再度読んで、それを運転前にはよく確認して、安全運転に心がけるよう周知をしたところでございます。

今年度は今のところ１件でございしますが、安全運転講習会、福崎警察のほうにお願いをする段取りを組んでいるところでございます。

城谷英之議員 この安全運転に関してはね、大きい運送会社ですけども、そこはね、使われたタイヤを分析されてね、ブレーキが早いとか遅いとかそこまで神経使われてそういうことをされとんです。役場の車はね、どうしても誰が乗るか分からへんような状態でそういうどこが悪いかわかるまで追及はできひんと思いますけども、いま一度言われたように講習なりしていただけたらなと思います。こういう小さい事故がね、大きい事故へつながるんでね、死亡事故とかいうてなるんですよ。だから、そういうことにならないようによろしく指導のほうよろしくをお願いします。

議長 ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第４５号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

前川裕量議員 これ６月１日の適用となっておるんですが、条例は公布の日からになってるんで、これ遡及するのか、それとも６月１日の分はこれ遡及しなくてもいいのか、その辺はどうなってるんでしょうかね。

総務課長 こちらは議案の改正文の記載になりますが、先ほど議員言われましたようにこの条例は公布の日から施行するとなるんですが、改正後の条文、条例の第２７条第５項の一文なんですけども、令和７年６月１日から適用するということで、こちらは期末勤勉手当の基準日が６月１日と条例で定めておりますので、適用日はそこまでちょっと遡及といいますか、適用日は遡る必要があるものでございます。

議長 ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

議案第４４号、損害賠償の額を定め和解することについて及び議案第４５号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略し、本会議においてただいまから即決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第４４号及び議案第４５号については、本会議において即決することに決定いたしました。

それでは、討論・採決を行います。

議案第４４号、損害賠償の額を定め和解することについて、討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第４４号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。
(起立全員)

議長 起立全員であります。
よって、議案第４４号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第４５号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第４５号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。
(起立全員)

議長 起立全員であります。
よって、議案第４５号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第７ 閉会中の継続調査申出

議長 次の日程は、閉会中の継続調査申出であります。
各委員長からそれぞれ継続調査申出書が議長宛てに提出されております。それぞれ申出のとおり許可することに決定して、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。
よって、閉会中の継続調査申出については、それぞれ申出のとおり許可することに決定いたしました。
以上で、第５１９回福崎町議会定例会の日程は全て終わりました。
本定例会を閉会したいと思います。ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。
よって、第５１９回福崎町議会定例会を閉会することに決定いたしました。
閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。
今定例会は、６月６日に招集され、本日までの１８日間にわたり本会議及び委員会と連日のご精励を賜り、誠にありがとうございました。
本定例会に提出されました全ての案件について、慎重審議の上、それぞれ適正妥当なる結論づけをいただきました。また、議事の運営につきましても格段のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
この間、理事者の皆様には資料の作成をはじめ、議会の審議における協力に対し敬意を表しますとともに、本会議及び委員会において議員各位から述べられました意見、要望事項につきましては特に考慮され、執行の上に十分反映されますよう、強く要望いたす次第であります。

閉会にあたりまして、尾崎町長からご挨拶をいただきます。
町長 第５１９回福崎町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会では、３件の報告と１０件の議案を提案させていただきました。その後、本日２件の追加議案をお願いいたしました。いずれも慎重に審議をしていた

だき、可決していただきましてありがとうございました。審議の中でいただきました意見は、執行にあたって参考とさせていただきます。

また、一般質問におきましては、１２名の方からいろんな角度からご質問いただきました。これらのご意見・提言につきましては、しっかりと受け止めて行政運営にあたってまいります。

さて、議会の開会中におきましても、町内では様々な事業が展開をされていきました。６月１３日から１５日までは第４３回福崎町美術展がエルデホールで開催され、日本画など５部門１９０点余りの作品が展示をされました。６月２１日には子ども会球技大会が福崎小学校運動場で開催され、参加チームはソフトボールが５チーム、バレーボールは４チームで熱戦が繰り広げられました。コロナ以降、参加チームは減少していますが、子どもたちにスポーツに親しむ機会をつくってやってほしいと思っています。

また、６月２９日には、出水期を迎えるにあたり、福崎町消防団と福崎町職員が参加する福崎町水防訓練を神戸医療未来大学で開催いたします。議員各位におかれましては、ご高覧いただき、激励していただければうれしく思うところでございます。

梅雨入り以降、不安定な天気が続いてます。健康管理が難しい季節を迎えておりますが、議員各位におかれましては、健康には十分留意していただき、ご活躍されますことを心から祈念申し上げまして、お礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長 それでは、以上をもちまして閉会といたします。どうもお疲れさまでした。

閉会 午後 ２時１２分

地方自治法第 1 2 3 条の規定により、ここに署名する。

令和 7 年 8 月

福崎町議会議長 竹 本 繁 夫

福崎町議会議員 中 田 貴 子

福崎町議会議員 田 中 康 智